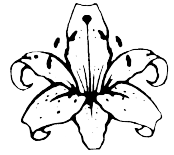


神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成31年3月22日(金曜日)

号外第12号

毎週火曜日及び金曜日発行

購読料
一箇月二、九三〇円 一箇年二五、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部一、五七二円(消費税及び地方消費税込み)

発行
横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一一一

印刷
横浜市鶴見区矢向三一五一二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一三五〇八

目次	ページ		ページ
〇条例		企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例(総務・税制企画課)	28
神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(くらし安全防災・くらし安全交通課)	7	神奈川県文化芸術振興条例の一部を改正する条例(国際文化観光・文化課)	28
地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例(政策・NPO協働推進課)	8	神奈川県立相模湖漕艇場条例の一部を改正する条例(スポーツ・スポーツ課)	29
事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(政策・市町村課)	9	神奈川県立体育センター及び神奈川県立西湘地区体育センターに関する条例の一部を改正する条例(スポーツ・スポーツ課)	29
神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例(総務・人事課)	11	神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例(環境農政・大気水質課)	33
市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例(総務・人事課)	11	介護保険法施行条例の一部を改正する条例(福祉子どもみらい・高齢福祉課)	33
神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例(総務・人事課)	11	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(福祉子どもみらい・高齢福祉課)	34
職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(総務・人事課)	11	神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の一部を改正する条例(健康医療・健康増進課)	34
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例(総務・人事課)	12	神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例(健康医療・生活衛生課)	34
特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例(総務・財政課)	12	神奈川県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例(健康医療・生活衛生課)	35
収入証紙に関する条例の一部を改正する条例(総務・財政課)	12	神奈川県県営上水道条例の一部を改正する条例(企業・経営課)	35
神奈川県立公文書館条例等の一部を改正する条例(総務・財政課)	13	神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例(教委・行政課)	36
神奈川県手数料条例の一部を改正する条例(総務・財政課)	26	警察組織に関する条例の一部を改正する条例(警察・警務課)	36
神奈川県県税条例の一部を改正する条例(総務・税制企画課)	28	神奈川県動物保護センター建設基金条例を廃止する条例(健康医療・生活衛生課)	36

本号で公布された条例のあらまし

1 神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

(1) 目的(第1条関係)

この条例は、自転車の安全で適正な利用について、基本理念を定め、並びに県、自転車利用者、県民等、事業者及び交通安全団体の責務を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用を促進するための施策の基本的事項を定めることにより、これらの者が相互に連携した取組を推進し、もって歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、県民等が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とすることとした。

(2) 定義(第2条関係)

この条例における「自転車」等の用語の意義を定めることとした。

(3) 基本理念(第3条関係)

自転車の安全で適正な利用は、県、自転車利用者、県民等、事業者、交通安全団体及び市町村が連携して、自転車が関係する交通事故の防止を図ることを旨として促進されなければならないこと等、基本理念を定めることとした。

(4) 県、自転車利用者、県民等、事業者及び交通安全団体の責務(第4条～第8条関係)

自転車の安全で適正な利用の促進のための県、自転車利用者、県民等、事業者及び交通安全団体の責務について定めることとした。

この公報は再生紙を使用しています

(5) 環境の整備 (第9条関係)

県は、自転車の安全で適正な利用を促進するため、自転車を利用する環境の整備に努めるものとした。

(6) 県の交通安全教育等 (第10条関係)

県は、自転車の安全で適正な利用について、県民等及び事業者が関心及び理解を深めることができるよう交通安全に関する教育及び啓発を行うものとした。

(7) 学校等における交通安全教育等 (第11条関係)

ア 県は、県が設置する学校等において、当該学校等に在学する者に対し、その発達段階に応じ、自転車の安全で適正な利用について教育を実施し、又は指導及び啓発を行うよう努めるものとした。

イ 県は、県が設置する学校等以外の学校等の設置者に対し、アの教育、指導及び啓発を行うよう協力を求めるとともに、情報の提供その他の必要な支援を行うものとした。

(8) 家庭における交通安全教育等 (第12条関係)

ア 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車の安全で適正な利用について必要な教育を行うよう努めなければならないこととした。

イ 70歳以上の高齢者と同居する親族は、乗車用ヘルメットの着用を勧める等当該高齢者の自転車の安全で適正な利用について配慮するよう努めなければならないこととした。

(9) 交通事故の防止のための措置等 (第13条関係)

ア 自転車利用者、事業活動において自転車を利用する事業者及び自転車貸付業者は、その利用し、又は貸付けの用に供する自転車の側面に反射器材を備える等交通事故の防止のための措置を講ずるよう努めなければならないこととした。

イ 保護者は、幼児若しくは児童が自転車を利用するとき又は幼児若しくは児童を乗車させて自転車を利用するときは、当該幼児又は児童に、乗車用ヘルメットの着用に加え、その発達段階に応じ、肘当て、膝当て、手袋その他の交通事故による被害の軽減に資する器具の着用をさせる等安全上の措置を講ずるよう努めなければならないこととした。

ウ 自転車利用者は、その利用する自転車について、施錠、籠への覆いの装着その他の防犯上の措置を講ずるよう努めなければならないこととした。

(10) 点検整備 (第14条関係)

ア 自転車利用者及び事業活動において自転車を利用する事業者は、その利用する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めなければならないこととした。

イ 自転車貸付業者は、その貸付けの用に供する自転車について、必要な点検及び整備を行わなければならないこととした。

(11) 安全で適正な利用に係る情報提供 (第15条関係)

自転車の小売、整備又は修理を業とする者(以下「自転車小売等業者」という。)及び自転車貸付業者は、その客に対し、自転車の点検の手順その他の自転車を安全かつ適正に利用するために必要な情報の提供を行うよう努めなければならないこととした。

(12) 自転車損害賠償責任保険等への加入 (第16条関係)

ア 自転車利用者は、その利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならないこととした。ただし、当該自転車利用者以外の者が、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しているときは、この限りでないこととした。

イ 保護者は、その監護する未成年者の自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならないこととした。ただし、当該保護者以外の者が、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しているときは、この限りでないこととした。

ウ 事業者は、その事業活動の用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならないこととした。ただし、自転車貸付業者が、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しているときは、この限りでないこととした。

エ 自転車貸付業者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならないこととした。

(13) 自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等 (第17条関係)

ア 自転車小売等業者は、自転車を小売し、整備し、又は修理するときは、客に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しているかどうかを確認しなければならないこととした。この場合において、客が当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入していることを確認できないときは、自転車小売等業者は、当該客に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報の提供を行わなければならないこととするともに、当該客に対し、自転

車損害賠償責任保険等への加入を勧めるよう努めなければならないこととした。

イ 県は、県が設置する学校等において、自転車を利用して通学する者に対し、その者が当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しているかどうかを確認するよう努めるものとした。この場合において、その者が当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入していることを確認できないときは、県は、その者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入について、必要な情報の提供を行い、及び指導するよう努めるものとした。

ウ 県は、県が設置する学校等以外の学校等の設置者に対し、イの加入の確認並びに情報の提供及び指導を行うよう協力を求めるものとした。

(14) 市町村の条例との関係（第18条関係）

この条例の規定は、市町村が地域の実情に応じて、自転車の安全で適正な利用を促進するため、条例で必要な事項を定めることを妨げるものではないこととした。

(15) 施行期日等

ア この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。ただし、(12)及び(13)については、同年10月1日から施行することとした。

イ 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。

2 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

(1) 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（以下「指定特定非営利活動法人」という。）として6法人を定めるとともに、当該法人に係る神奈川県県税条例第10条第2項の期間を定めることとした。（別表関係）

(2) 指定特定非営利活動法人のうち1法人について、神奈川県県税条例第10条第2項の期間の更新を行うこととした。（別表関係）

(3) この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。ただし、(1)については、公布の日から施行することとした。

(4) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

3 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(1) 知事の権限に属する事務の一部を新たに市町村が処理することとするため、市町村が処理する事務の範囲等について所要の改正を行うこととした。（別表関係）

(2) 土地改良法及び同法施行令の一部改正に伴い、市町村が処理する事務の範囲について所要の改正を行うこととした。（別表関係）

(3) この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。ただし、(1)のうち墓地、埋葬等に関する法律に基づく事務に係る改正規定は同年10月1日から、旅券法に基づく事務に係る改正規定は同年10月31日から施行することとした。

(4) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

4 神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例

(1) 知事の職員の定数を7,422人（現行7,368人）、教育委員会（学校以外の教育機関を含む。）の職員の定数を772人（現行768人）、教育委員会の所管に属する学校の校長及び教員の定数を12,257人（現行12,320人）、教育委員会の所管に属する学校のその他の職員の定数を1,113人（現行1,111人）とし、職員の定数の合計を22,744人（現行22,747人）とした。（第2条関係）

(2) この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

5 市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(1) 小学校の職員の定数を9,351人（現行9,240人）、中学校の職員の定数を5,456人（現行5,473人）、特別支援学校の職員の定数を173人（現行172人）とし、職員の定数の合計を14,999人（現行14,904人）とした。（第2条関係）

(2) この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

6 神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例

(1) 庁舎の移転に伴い、神奈川県川崎県税事務所の位置の表示を川崎市川崎区東田町8番地に改めることとした。（第3条関係）

(2) この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

7 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 正規の勤務時間を超える勤務又は週休日若しくは休日における勤務の上限その他これらの勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めることとした。

(2) その他規定の整備を行うこととした。

(3) この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

8 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

(1) 当分の間、神奈川県教育委員会が管理し、及び執行することとしていた神奈川県立体育センターに関する事務を地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、知事が管理し、及び執行することとした。(附則第2項関係)

(2) その他規定の整備を行うこととした。(附則第3項～第11項関係)

(3) この条例は、平成32年4月1日から施行することとした。

(4) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

9 特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例

(1) 神奈川県農業改良資金会計を廃止することとした。(別表関係)

(2) この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

(3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

10 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例

(1) 神奈川県手数料条例の一部改正に伴い、地域福利増進事業における土地使用権等の裁定申請手数料等を収入証紙により徴収することとした。(別表関係)

(2) この条例は、平成31年6月1日から施行することとした。

11 神奈川県立公文書館条例等の一部を改正する条例

(1) 平成31年10月1日の消費税及び地方消費税の税率引上げに伴い、次のとおり所要の改正を行うこととした。

ア 神奈川県立公文書館の施設等の使用料等について、消費税及び地方消費税の税率引上げに係る相当額を引き上げることとした。(第1条、第2条、第16条、第20条、第21条、第29条、第32条、第33条、第43条、第46条、第47条関係)

イ 神奈川県立相模湖交流センターの施設等の利用料金の上限額等について、消費税及び地方消費税の税率引上げに係る相当額を引き上げることとした。(第3条、第5条～第16条、第18条、第42条、第44条、第46条、第47条、第49条、第50条関係)

ウ 平成31年4月1日から同年9月30日までの間に納入の通知をする場合における同年10月1日以後の使用に係る行政財産の目的外使用許可に係る使用料等については、引上げ後の消費税及び地方消費税の税率により算定することとした。(第4条、第16条、第19条、第46条、第47条、第48条関係)

エ 産業廃棄物の処分に係る手数料等について、消費税及び地方消費税の税率引上げに係る相当額を引き上げることとした。(第17条、第22条～第28条、第30条、第31条、第34条～第42条、第45条、第51条、第52条関係)

(2) この条例は、平成31年10月1日から施行することとした。ただし、(1)ウのうち港湾の設置及び管理等に関する条例の改正規定以外の部分については同年4月1日から、(1)ウのうち同条例の改正規定は同年5月1日から施行することとした。

(3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

12 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

(1) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に伴い、地域福利増進事業における土地使用権等の裁定申請手数料等について新たに徴収することとした。(別表関係)

(2) 次の手数料について、消費税及び地方消費税の税率引上げに係る相当額を引き上げることとした。(別表関係)

ア 猟銃等製造事業許可申請手数料等(くらし安全防災局関係)

イ 肥料登録手数料等(環境農政局関係)

ウ 土地掘削許可申請手数料等(健康医療局関係)

エ 大深度地下使用認可申請手数料等(県土整備局関係)

(3) この条例は、平成31年10月1日から施行することとした。ただし、(1)については、同年6月1日から施行することとした。

(4) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

13 神奈川県県税条例の一部を改正する条例

(1) 神奈川県緑税事務所の長に委任している自動車取得税及び自動車税に関する県内に住所等を有しない者に係る事務(規則で定める事務に限る。)に係る知事の権限を神奈川県自動車税管理事務所の長に委任することとした。(第4条関係)

(2) この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

14 企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例

(1) 不動産取得税の不均一課税の適用要件のうち、企業立地支援事業に係る認定の申請期限を平成32年3月31日とすることとした。(第3条関係)

(2) この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

15 神奈川県文化芸術振興条例の一部を改正する条例

(1) 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮することを基本理念に加えることとした。(第2条関係)

(2) この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

16 神奈川県立相模湖漕艇場条例の一部を改正する条例

(1) 神奈川県立相模湖漕艇場(以下「相模湖漕艇場」という。)のコースの区分をレースコース(長さ2,100メートル及び幅91メートル)及び回航コース(レースコースの片側幅15メートル)とすることとした。(第4条関係)

(2) 相模湖漕艇場の利用料金の上限額について、消費税及び地方消費税の税率引上げに係る相当額を引き上げることとした。(別表関係)

(3) その他規定の整備を行うこととした。(第1条～第3条、第5条～第7条関係)

(4) この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。ただし、(3)については公布の日から、(2)については同年10月1日から施行することとした。

(5) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

17 神奈川県立体育センター及び神奈川県立西湘地区体育センターに関する条例の一部を改正する条例

(1) 条例の題名を「神奈川県立スポーツセンター及び神奈川県立西湘スポーツセンター条例」に改めることとした。(題名関係)

(2) 神奈川県立体育センターの名称を神奈川県立スポーツセンター(以下「スポーツセンター」という。)に、神奈川県立西湘地区体育センターの名称を神奈川県立西湘スポーツセンター(以下「西湘スポーツセンター」という。)に変更することとした。(第1条、第2条関係)

(3) スポーツセンター及び西湘スポーツセンターの設置目的を変更することとした。(第2条関係)

(4) 神奈川県立体育センターの再整備に伴い、スポーツセンターの利用に係る使用料の額を定めることとした。(第11条、別表第1関係)

(5) 神奈川県立西湘地区体育センターの利用料金の上限額について、消費税及び地方消費税の税率引上げに係る相当額を引き上げることとした。(別表第2関係)

(6) その他規定の整備を行うこととした。(第3条～第6条、第10条～第14条、第16条～第18条、別表第2関係)

(7) この条例は、平成32年4月1日から施行することとした。ただし、(5)については、平成31年10月1日から施行することとした。

(8) この条例の施行に関し必要な準備行為を定めることとした。

(9) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

18 神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 土壌汚染対策法の一部改正に伴い、同法第18条第1項第2号又は第3号に規定する土地の形質の変更として行う埋立て等を汚染土壌による埋立て等の禁止等の対象から除くこととしたほか、規定の整備を行うこととした。(第58条の3関係)

(2) その他規定の整備を行うこととした。(別表第2～別表第4関係)

(3) この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。ただし、(2)については、公布の日から施行することとした。

19 介護保険法施行条例の一部を改正する条例

(1) 介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料及び介護支援専門員実務研修受講試験手数料の額を引き上げることとした。(別表関係)

(2) 介護支援専門員実務研修手数料等について、消費税及び地方消費税の税率引上げに係る相当額を引き上げることとした。(別表関係)

(3) この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。ただし、(2)については、同年10月1日から施行することとした。

(4) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

20 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(1) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、次のとおり所要の改正を行うこととした。

ア 介護医療院の管理者が病院等に検体検査の業務を委託する場合の基準について、受託業務の責任者等の要件を追加することとした。(第33条関係)

イ 介護医療院の管理者が衛生検査所に検体検査の業務を委託する場合の基準を当該衛生検査所の開設者であることとした。(第33条関係)

ウ 介護医療院の管理者が病院等に医療機器又は医学的処置の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務を委託する場合の基準について、受託業務の責任者の要件を追加することとした。(第33条関係)

(2) この条例は、公布の日から施行することとした。

21 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の一部を改正する条例

(1) 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例における「たばこ」の用語の意義に製造たばこ代用品を含めることとした。(第2条関係)

(2) 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例第8条、第10条及び第12条の規定は、健康増進法第25条の4第4号に規定する特定施設については適用しないこととするともに、所要の改正を行うこととした。(第17条、第21条、第22条関係)

(3) この条例は、平成31年7月1日から施行することとした。

22 神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(1) 犬又は猫の飼養者は、その飼養し、又は保管する犬及び猫の合計数が一の施設において10以上となったときは、知事に届け出なければならないこととし、知事は、当該届出をしていない者に対し、届出を行うべきことを勧告することができることとするともに、規定の整備を行うこととした。(第8条の2、第18条関係)

(2) 動物の譲渡の申請について、知事が特に必要と認める場合は、講習会を受講することを要しないこととした。(第15条関係)

(3) 第一種動物取扱業登録申請手数料等について、消費税及び地方消費税の税率引上げに係る相当額を引き上げることとした。(別表第2関係)

(4) この条例は、平成31年10月1日から施行することとした。ただし、(2)については、公布の日から施行することとした。

(5) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

23 神奈川県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

(1) 学校教育法の一部改正により専門職大学の制度が設けられたことに伴い、専用水道の水道技術管理者に必要な資格について所要の改正を行うこととした。

(2) この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

24 神奈川県県営上水道条例の一部を改正する条例

(1) 学校教育法の一部改正により専門職大学の制度が設けられたことに伴い、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に必要な資格について所要の改正を行うこととした。(第49条の3、第49条の4関係)

(2) この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

25 神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例

(1) 神奈川県立相原高等学校の移転に伴い、その位置の表示を相模原市緑区橋本台四丁目2番1号に改めることとした。(別表第1関係)

(2) この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

26 警察組織に関する条例の一部を改正する条例

(1) 茅ヶ崎警察署の庁舎新築移転のため、位置を変更することとした。(別表関係)

(2) この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において神奈川県公安委員会規則で定める日から施行することとした。

27 神奈川県動物保護センター建設基金条例を廃止する条例

(1) 神奈川県動物保護センター建設基金条例を廃止することとした。

(2) この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。

条 例

神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第8号

神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する 条例

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全で適正な利用について、基本理念を定め、並びに県、自転車利用者、県民等、事業者及び交通安全団体の責務を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用を促進するための施策の基本的事項を定めることにより、これらの者が相互に連携した取組を推進し、もって歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、県民等が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車利用者 道路(法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。)において自転車を利用する者をいう。
- (3) 県民等 県内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (4) 交通安全団体 交通安全に関する普及啓発活動を行う法人その他の団体をいう。
- (5) 自動車等 法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (6) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。
- (7) 自転車損害賠償責任保険等 自転車の利用に起因する事故により他人の生命又は身体を害した場合における損害を填補することができる保険又は共済をいう。

(基本理念)

第3条 自転車の安全で適正な利用は、県、自転車利用者、県民等、事業者、交通安全団体及び市町村が連携して、自転車に関係する交通事故の防止を図ることを旨として促進されなければならない。

2 自転車の安全で適正な利用は、歩行者、自転車利用者及び自動車等の運転者が、交通法規を理解するとともに、それぞれの特性について相互に留意し、尊重し合うことを旨として促進されなければならない。

3 自転車の安全で適正な利用は、次に掲げる自転車の有用性が十分に発揮されることを旨として促進されなければならない。

- (1) 自転車は、環境への負荷が少なく、かつ、身近な移動手段であること。
- (2) 自転車の利用は、健康及び体力の保持増進に資するもので

あること。

- (3) 自転車の活用は、観光の振興、地域の活性化等に資するものであること。

(県の責務)

第4条 県は、自転車利用者、県民等、事業者、交通安全団体、市町村及び国と相互に連携し、及び協力して、自転車の安全で適正な利用の促進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、自転車利用者、県民等、事業者、交通安全団体及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自転車利用者の責務)

第5条 自転車利用者は、法第2条第1項第8号に規定する車両の運転者としての責任を自覚し、自転車を安全かつ適正に利用するため、自転車に関係する交通事故の防止についての知識を習得するとともに、自転車の利用に当たって必要な安全上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(県民等の責務)

第6条 県民等は、自転車の安全で適正な利用について理解を深め、職場、学校、地域等における自転車の安全で適正な利用のための取組に積極的に参加するよう努めなければならない。

2 県民等は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、自転車の安全で適正な利用について理解を深め、その事業活動を通じて、自転車の安全で適正な利用のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

2 事業者は、自転車を利用して通勤し、又はその事業活動において自転車を利用する従業員に対し、自転車の安全で適正な利用について教育及び啓発を行うよう努めなければならない。

3 事業者は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めなければならない。

(交通安全団体の責務)

第8条 交通安全団体は、交通法規の遵守についての啓発その他の自転車の安全で適正な利用を促進するための取組を自主的かつ積極的に推進するよう努めなければならない。

2 交通安全団体は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めなければならない。

(環境の整備)

第9条 県は、自転車の安全で適正な利用を促進するため、自転車を利用する環境の整備に努めるものとする。

(県の交通安全教育等)

第10条 県は、自転車の安全で適正な利用について、県民等及び事業者が関心及び理解を深めることができるよう交通安全に関する教育及び啓発を行うものとする。

(学校等における交通安全教育等)

第11条 県は、県が設置する学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）において、当該学校等に在学する者に対し、その発達段階に応じ、自転車の安全で適正な利用について教育を実施し、又は指導及び啓発を行うよう努めるものとする。

2 県は、県が設置する学校等以外の学校等の設置者に対し、前項に規定する教育、指導及び啓発を行うよう協力を求めるものとする。

3 県は、前項の教育、指導及び啓発が効果的に行われるよう、同項の学校等の設置者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（家庭における交通安全教育等）

第12条 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車の安全で適正な利用について必要な教育を行うよう努めなければならない。

2 高齢者（70歳以上の者をいう。）と同居する親族は、乗車用ヘルメットの着用を勧める等当該高齢者の自転車の安全で適正な利用について配慮するよう努めなければならない。

（交通事故の防止のための措置等）

第13条 自転車利用者、事業活動において自転車を利用する事業者及び自転車の貸付けを業とする者（以下「自転車貸付業者」という。）は、その利用し、又は貸付けの用に供する自転車の側面に反射器材を備える等交通事故の防止のための措置を講ずるよう努めなければならない。

2 保護者は、幼児（法第14条第3項に規定する幼児をいう。以下同じ。）若しくは児童（同項に規定する児童をいう。以下同じ。）が自転車を利用するとき又は幼児若しくは児童を乗車させて自転車を利用するときは、当該幼児又は児童に、法第63条の11に規定する乗車用ヘルメットの着用に加え、その発達段階に応じ、肘当て、膝当て、手袋その他の交通事故による被害の軽減に資する器具の着用をさせる等安全上の措置を講ずるよう努めなければならない。

3 自転車利用者は、その利用する自転車について、施錠、籠への覆いの装着その他の防犯上の措置を講ずるよう努めなければならない。

（点検整備）

第14条 自転車利用者及び事業活動において自転車を利用する事業者は、その利用する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。

2 自転車貸付業者は、その貸付けの用に供する自転車について、必要な点検及び整備を行わなければならない。

（安全で適正な利用に係る情報提供）

第15条 自転車の小売、整備又は修理を業とする者（以下「自転車小売等業者」という。）及び自転車貸付業者は、その客に対し、自転車の点検の手順その他の自転車を安全かつ適正に利用するために必要な情報の提供を行うよう努めなければならない。

（自転車損害賠償責任保険等への加入）

第16条 自転車利用者は、その利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、当該自転車利用者以

外の者が、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しているときは、この限りでない。

2 保護者は、その監護する未成年者の自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、当該保護者以外の者が、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しているときは、この限りでない。

3 事業者は、その事業活動の用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、次項の規定により、自転車貸付業者が、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しているときは、この限りでない。

4 自転車貸付業者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。

（自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等）

第17条 自転車小売等業者は、自転車を小売し、整備し、又は修理するときは、客に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しているかどうかを確認しなければならない。この場合において、客が当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加していることを確認できないときは、自転車小売等業者は、当該客に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報の提供を行わなければならない。

2 前項後段に規定する場合において、自転車小売等業者は、当該客に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入を勧めるよう努めなければならない。

3 県は、県が設置する学校等において、自転車を利用して通学する者に対し、その者が当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しているかどうかを確認するよう努めるものとする。この場合において、その者が当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加していることを確認できないときは、県は、その者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入について、必要な情報の提供を行い、及び指導するよう努めるものとする。

4 県は、県が設置する学校等以外の学校等の設置者に対し、前項に規定する加入の確認並びに情報の提供及び指導を行うよう協力を求めるものとする。

（市町村の条例との関係）

第18条 この条例の規定は、市町村が地域の実情に応じて、自転車の安全で適正な利用を促進するため、条例で必要な事項を定めることを妨げるものではない。

附 則

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第16条及び第17条の規定は、同年10月1日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第9号

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年神奈川県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人小田原なぎさ会の項を削り、同表に次のように加える。

NPO法人ぷかぷか	横浜市緑区霧が丘四丁目17番3号	平成31年1月1日から平成36年3月31日まで
特定非営利活動法人木々の会	横浜市旭区鶴ヶ峰二丁目9番9号第2大幸ビル301	平成31年1月1日から平成36年3月31日まで
特定非営利活動法人かながわ森林インストラクターの会	厚木市中町二丁目13番14号サンシャインビル604号	平成31年1月1日から平成36年3月31日まで
特定非営利活動法人WE21ジャパン・伊勢原	伊勢原市石田670番地の7	平成31年1月1日から平成36年3月31日まで
特定非営利活動法人シニアライフセラピー研究所	藤沢市鶴沼海岸七丁目20番21号	平成31年1月1日から平成36年3月31日まで
特定非営利活動法人大和市サッカー協会	大和市西鶴間六丁目16番6号	平成31年1月1日から平成36年3月31日まで
特定非営利活動法人小田原なぎさ会	小田原市南鴨宮三丁目16番20号	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

附 則

- この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表に次のように加える改正規定（特定非営利活動法人小田原なぎさ会の項に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。
- 改正前の別表の規定は、この条例の施行の日前に同表特定非営利活動法人小田原なぎさ会の項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第10号

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表4の2の項中「相模原市」を「横浜市、相模原市」に改め、同表4の3の項中「及び土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下この項において「政令」という。）」を削り、同項(1)及び(2)中「第48条第8項」の次に「及び法第84条」を加え、同項(3)中「(27)から(29)まで」を「(28)から(30)まで」に改め、「第96条において準用する場合を含む。」の次に「、法第84条」を加え、同項(4)中「第48条

第9項」の次に「、法第84条」を、「定款（）」の次に「法第84条において準用する場合にあつては法第77条第2項に規定する定款等、」を加え、「規約」を「土地改良事業計画及び規約」に改め、同項(5)中「第56条第5項」の次に「、法第84条」を加え、同項(6)中「第48条第9項」の次に「、法第84条」を、「換地計画書」の次に「、法第84条において準用する場合にあつては法第77条第2項に規定する定款等」を加え、同項(7)及び(8)中「第48条第9項」の次に「、法第84条」を加え、同項(9)中「第9条第4項（法第48条第9項）の次に「、法第84条」を、「土地改良区」の次に「(土地改良区連合を含む。(10)、(46)及び(47)を除き、以下この項において同じ。）」を加え、同項(11)中「第10条第3項」の次に「(法第84条において準用する場合を含む。）」を加え、同項(12)中「第18条第16項（法第68条第4項）を「第18条第17項（法第68条第4項及び法第84条）に改め、同項(13)中「第18条第17項」を「第18条第18項」に改め、「第68条第4項」の次に「及び法第84条」を加え、同項(14)中「第19条の4第3号」の次に「(法第84条において準用する場合を含む。）」を加え、同項(61)を削り、同項(60)中「同条第2項」を「法第84条及び法第136条第2項」に改め、同項中(60)を(80)とし、同項(59)中「第135条第1項」の次に「(法第84条において準用する場合を含む。）」を加え、同項中(59)を(79)とし、同項(58)中「第134条第3項」の次に「(法第84条において準用する場合を含む。）」を加え、同項中(58)を(78)とし、同項(57)中「第134条第2項」の次に「(法第84条において準用する場合を含む。）」を加え、同項中(57)を(77)とし、同項(56)中「第134条第1項」の次に「(法第84条において準用する場合を含む。）」を加え、同項中(56)を(76)とし、同項(55)中「第133条」を「第133条第1項（法第84条において準用する場合を含む。）」に改め、同項中(55)を(75)とし、同項(54)中「第132条第1項」の次に「(法第84条において準用する場合を含む。）」を加え、同項中(54)を(74)とし、(50)から(53)までを20ずつ繰り下げ、(49)を(52)とし、その次に次のように加える。

- 法第97条第5項の規定により、農業委員会又は関係農業委員会に交換分合計画を定めるよう指示すべき旨の請求を受理すること。
- 法第97条第6項の規定により、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第43条第1項に規定する都道府県機構（以下この項において「都道府県機構」という。）の意見を聴き、農業委員会又は関係農業委員会に交換分合計画を定めるよう指示をすること。
- 法第98条第5項の規定により、審査の申立てを受理すること。
- 法第98条第6項の規定により、審査の申立てについて裁決すること。
- 法第98条第8項の規定により、交換分合計画を認可すること。
- 法第98条第9項の規定により、交換分合計画の認可について、都道府県機構の意見を聴くこと。
- 法第98条第10項の規定により、交換分合計画を認可した旨を公告すること。
- 法第99条第1項（法第84条において準用する場合を含む。）の規定により、交換分合計画を認可すること。
- 法第99条第4項（法第84条及び法第100条第2項において準

<p>用する場合を含む。)の規定により、関係農業委員会の意見を聴くこと。</p> <p>(62) 法第99条第5項(法第84条及び法第100条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、申請の旨を公告し、交換分合計画書の写しを縦覧に供すること。</p> <p>(63) 法第99条第6項(法第84条及び法第100条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、公告した旨を通知すること。</p> <p>(64) 法第99条第7項(法第84条及び法第100条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、交換分合計画に対する異議の申出を受理すること。</p> <p>(65) 法第99条第8項(法第84条及び法第100条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、交換分合計画に対する異議の申出について決定すること。</p> <p>(66) 法第99条第10項(法第84条及び法第100条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、都道府県機構の意見を聴くこと。</p> <p>(67) 法第99条第12項(法第84条及び法第100条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、交換分合計画を認可した旨を公告すること。</p> <p>(68) 法第100条第1項の規定により、交換分合計画を認可すること。</p> <p>(69) 法第109条(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、農用地の形質の変更を許可すること。</p> <p>別表4の3の項中(48)を(51)とし、同項(47)中「政令」を「土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)」に改め、同項中(47)を(50)とし、(46)を(47)とし、その次に次のように加える。</p> <p>(48) 法第77条第2項の規定により、土地改良区連合の設立を認可すること。</p> <p>(49) 法第81条の規定により、所属土地改良区の数増減を認可すること。</p> <p>別表4の3の項中(45)を(46)とし、同項(44)中「第71条の2」の次に「(法第84条において準用する場合を含む。)」を加え、同項中(44)を(45)とし、同項(43)中「第70条の2第4項」の次に「(法第84条において準用する場合を含む。)」を加え、同項中(43)を(44)とし、同項(42)中「第70条の2第3項」の次に「(法第84条において準用する場合を含む。)」を加え、同項中(42)を(43)とし、同項(41)中「第67条第3項」の次に「(法第84条において準用する場合を含む。)」を加え、同項中(41)を(42)とし、同項(40)中「第67条第2項」の次に「(法第84条において準用する場合を含む。)」を加え、同項中(40)を(41)とし、同項(39)中「第57条の4第1項(法第57条の8)の次に「及び法第84条」を加え、同項中(39)を(40)とし、同項(38)中「第57条の2第4項」の次に「法第84条及び」を加え、同項中(38)を(39)とし、同項(37)中「第57条の2第3項」の次に「法第84条及び」を加え、同項中(37)を(38)とし、同項(36)中「第57条の2第1項」の次に「法第84条及び」を加え、同項中(36)を(37)とし、同項(35)中「第56条第4項」の次に「(法第84条において準用する場合を含む。)」を加え、「同条第2項」を「法第56条第2項」に改め、同項中(35)を(36)とし、同項(34)中「第56条第3項」の次に「(法第84条において準用する場合を含む。)」を加え、「同条第1項」を「法第56条第1項」に改め、同項中(34)を(35)とし、</p>	<p>同項(33)中「第54条第5項」の次に「法第84条及び」を加え、同項中(33)を(34)とし、同項(32)中「第54条第4項」の次に「法第84条及び」を加え、同項中(32)を(33)とし、同項(31)中「第54条第3項」の次に「法第84条及び」を加え、同項中(31)を(32)とし、同項(30)中「第53条の4第1項」の次に「法第84条及び」を加え、同項中(30)を(31)とし、同項(29)中「第52条の3第1項(法第53条の4第2項において読み替えて準用する場合)」の次に「並びに法第84条」を加え、同項中(29)を(30)とし、同項(28)中「第53条の4第2項」の次に「法第84条」を加え、同項中(28)を(29)とし、同項(27)中「第52条の2第1項(法第53条の4第2項)の次に「法第84条」を加え、「(28)」を「(29)」に改め、同項中(27)を(28)とし、同項(26)中「第52条第1項」の次に「法第84条及び」を加え、同項中(26)を(27)とし、同項(25)中「第49条第1項」の次に「(法第84条において準用する場合を含む。)」を加え、同項中(25)を(26)とし、同項(24)中「第48条第11項」の次に「法第84条及び」を加え、同項中(24)を(25)とし、同項(23)中「第48条第10項」の次に「法第84条及び」を加え、同項中(23)を(24)とし、同項(22)中「第48条第1項」の次に「(法第84条において準用する場合を含む。)」を、「土地改良事業計画」の次に「(法第84条において準用する場合)にあっては、法第77条第2項に規定する事業の実施に関する計画。(25)及び(73)において同じ。)」を加え、同項中(22)を(23)とし、同項(21)中「第47条第1項」の次に「法第84条及び」を加え、同項中(21)を(22)とし、同項(20)中「第41条第4項」の次に「(法第84条において準用する場合を含む。)」を加え、同項中(20)を(21)とし、同項(19)中「第41条第3項」の次に「(法第84条において準用する場合を含む。)」を加え、同項中(19)を(20)とし、同項(18)中「第36条第8項」を「第36条第9項(法第84条において準用する場合を含む。)」に改め、同項中(18)を(19)とし、同項(17)中「第30条第3項」の次に「(法第84条において準用する場合を含む。)」を加え、同項中(17)を(18)とし、同項(16)中「第30条第2項」の次に「(法第84条において準用する場合を含む。)」を加え、同項中(16)を(17)とし、同項(15)中「第29条の3第1項」を「第29条の4第1項(法第84条において準用する場合を含む。)」に改め、同項中(15)を(16)とし、(14)の次に次のように加える。</p> <p>(15) 法第29条の2第4項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、決算関係書類を受理すること。</p> <p>別表5の項(7)中「(昭和26年法律第88号)」を削り、同表34の項の次に次のように加える。</p>		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="774 1568 1308 2139"> <p>34の2 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下この項において「法」という。)に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第10条第1項の規定により、墓地等の経営を許可すること。</p> <p>(2) 法第10条第2項の規定により、墓地の区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設の変更又は墓地等の廃止を許可すること。</p> <p>(3) 法第18条第1項の規定により、職員に火葬場に立ち入り、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は墓地等の管理者から必要な報告を求めること。</p> <p>(4) 法第19条の規定により、墓地等の施設の整備改善若しくは使用の制限若しくは禁止を命じ、</p> </td> <td data-bbox="1308 1568 1444 2139"> <p>二宮町</p> </td> </tr> </table>	<p>34の2 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下この項において「法」という。)に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第10条第1項の規定により、墓地等の経営を許可すること。</p> <p>(2) 法第10条第2項の規定により、墓地の区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設の変更又は墓地等の廃止を許可すること。</p> <p>(3) 法第18条第1項の規定により、職員に火葬場に立ち入り、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は墓地等の管理者から必要な報告を求めること。</p> <p>(4) 法第19条の規定により、墓地等の施設の整備改善若しくは使用の制限若しくは禁止を命じ、</p>	<p>二宮町</p>
<p>34の2 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下この項において「法」という。)に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第10条第1項の規定により、墓地等の経営を許可すること。</p> <p>(2) 法第10条第2項の規定により、墓地の区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設の変更又は墓地等の廃止を許可すること。</p> <p>(3) 法第18条第1項の規定により、職員に火葬場に立ち入り、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は墓地等の管理者から必要な報告を求めること。</p> <p>(4) 法第19条の規定により、墓地等の施設の整備改善若しくは使用の制限若しくは禁止を命じ、</p>	<p>二宮町</p>		

又は墓地等の経営の許可を取り消すこと。

附則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表34の項の次に加える改正規定は同年10月1日から、同表4の2の項の改正規定は同年10月31日から施行する。
- 2 土地改良法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成30年政令第294号）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第47条の規定による事務については、改正前の別表4の3の項の規定の例により、同項右欄に掲げる市町村が処理するものとする。
- 3 別表34の項の次に加える改正規定の施行の日前にされた墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条に規定する許可の申請であって、同項の次に加える改正規定の施行の際許可若しくは不許可の処分がされていないもの又は同条の規定による許可であって、神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例（平成14年神奈川県条例第68号）第19条第3項に規定する工事完了検査済証が交付されていないものに係る同法第10条、第18条及び第19条の規定による事務については、改正後の同表34の2の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成31年3月22日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第11号

神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例

神奈川県職員定数条例（昭和24年神奈川県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

事務部局の区分		定数
知事		7,422人
公営企業管理者		1,001人
議会		76人
選挙管理委員会		5人
監査委員		41人
人事委員会		33人
教育委員会（学校以外の教育機関を含む。）		772人
教育委員会の所管に属する学校	校長及び教員	12,257人
	その他の職員	1,113人
	小計	13,370人
労働委員会		21人

神奈川県海区漁業調整委員会		3人
合 計		22,744人

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第12号

市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員定数条例（昭和26年神奈川県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

学 校 の 種 別	定 数
小 学 校	9,351人
中 学 校	5,456人
特 別 支 援 学 校	173人
高等学校（定時制の課程を置くもの）	19人
合 計	14,999人

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第13号

神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例

神奈川県行政機関設置条例（昭和31年神奈川県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表神奈川県川崎県税事務所の項中「川崎市川崎区富士見1丁目1番2号」を「川崎市川崎区東田町8番地」に改める。

附則

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第14号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第54号)の一部を次のように改正する。

第17条に次の1項を加える。

2 前項、次条及び第17条の3に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間を超える勤務又は週休日若しくは休日における勤務の上限その他これらの勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第17条の2第2項及び第3項中「前条」を「前条第1項」に改める。

(学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第57号)の一部を次のように改正する。

第14条に次の1項を加える。

2 前項、次条及び第14条の3に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間を超える勤務又は週休日若しくは休日における勤務の上限その他これらの勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第14条の2第2項及び第3項中「前条」を「前条第1項」に改める。

第16条中「第1条及び」の次に「同法」を、「規定する職員」の次に「に対するこの条例の規定の適用」を加え、「第2条第3項の規定」を「第2条第3項」に、「あるのは「市町村教育委員会」と、同項」を「あり、並びに同項ただし書」に、「第13条の3、第14条」を「第13条の3第1項、第14条第1項」に改め、「(同条第4項において準用する場合を含む。)」を削り、「読み替えるもの」を「、第18条第2項中「教育委員会」とあるのは「神奈川県教育委員会」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第15号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例(平成27年神奈川県条例第84号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び同項を削る。

附則第3項に見出しとして「(経過措置)」を付し、同項中「前項

の事務に関する行為及び」及び「(前項の事務に関する行為を除く。)」を削り、同項を附則第2項とする。

附則第4項から第11項までを削る。

附 則

1 この条例は、平成32年4月1日から施行する。

2 神奈川県立体育センターに関する事務に係る法令若しくは条例の規定によって神奈川県教育委員会がした処分その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するもの又はこの条例の施行の日に法令若しくは条例の規定によって神奈川県教育委員会に対してされた申請その他の行為は、知事がした処分その他の行為又は知事に対してされた申請その他の行為とみなす。

特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第16号

特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例

特別会計の設置に関する条例(昭和39年神奈川県条例第75号)の一部を次のように改正する。

別表神奈川県農業改良資金会計の項及び同表の備考を削る。

附 則

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 神奈川県農業改良資金会計の平成30年度分の収入、支出及び決算に関しては、なお従前の例による。

3 神奈川県農業改良資金会計の平成30年度の出納の完結の際同会計に属する債権、債務及び現金は、その出納の完結の際一般会計に帰属するものとする。

収入証紙に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第17号

収入証紙に関する条例の一部を改正する条例

収入証紙に関する条例(昭和39年神奈川県条例第76号)の一部を次のように改正する。

別表の2 手数料の表22の項中

「建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更証明書交付手数料」を

「建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更証明書交付手数料」に

地域福利増進事業における土地使用権等の裁定申請手数料

地域福利増進事業における土地等使用権の延長裁定申請手数料

特定所有者不明土地の収用又は使用の裁定申請手数料」改める。

附 則

この条例は、平成31年6月1日から施行する。

神奈川県立公文書館条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県条例第18号

神奈川県立公文書館条例等の一部を改正する条例

目次

- 第1章 政策局関係 (第1条～第3条)
- 第2章 総務局関係 (第4条)
- 第3章 国際文化観光局関係 (第5条～第9条)
- 第4章 スポーツ局関係 (第10条～第14条)
- 第5章 環境農政局関係 (第15条～第19条)
- 第6章 福祉子どもみらい局関係 (第20条・第21条)
- 第7章 健康医療局関係 (第22条～第42条)
- 第8章 産業労働局関係 (第43条～第45条)
- 第9章 県土整備局関係 (第46条～第49条)
- 第10章 教育委員会関係 (第50条)
- 第11章 公安委員会関係 (第51条・第52条)

附則

第1章 政策局関係

(神奈川県立公文書館条例の一部改正)

第1条 神奈川県立公文書館条例(平成5年神奈川県条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表の1 会議室使用料の表中「1,210円」を「1,230円」に、「1,380円」を「1,400円」に、「590円」を「600円」に、「770円」を「780円」に、「650円」を「660円」に改め、別表の2 大会議室設備使用料の表中「2,830円」を「2,880円」に、「1,530円」を「1,550円」に、「1,290円」を「1,310円」に改める。

(神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター条例の一部改正)

第2条 神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター条例(平成8年神奈川県条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2 ホール等使用料の表ホールの項中「3,540円」を「3,600円」に、「4,250円」を「4,320円」に、「5,930円」を「6,030円」に、「2,470円」を「2,510円」に、「2,960円」を「3,010円」に、「4,030円」を「4,100円」に改め、同表会議室の項中「1,170円」を「1,190円」に、「1,460円」を「1,480円」に、「1,770円」を「1,800円」に、「930円」を「940円」に、「620円」を「630円」に、「780円」を「790円」に、「970円」を「980円」に、「640円」を「650円」に改め、同表展示場の項中「8,700円」を「8,860円」に、「5,560円」を「5,660円」に改める。

別表第2の2 16ミリ映画映写装置使用料の表中「2,830円」を「2,880円」に改める。

(神奈川県立相模湖交流センター条例の一部改正)

第3条 神奈川県立相模湖交流センター条例(平成11年神奈川県条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1 多目的ホール利用料金の表中「42,180円」を「42,960円」に、「11,320円」を「11,520円」に、「15,330円」を

「15,610円」に、「19,860円」を「20,220円」に、「46,910円」を「47,770円」に、「12,550円」を「12,780円」に、「16,980円」を「17,290円」に、「22,120円」を「22,520円」に、「21,090円」を「21,480円」に、「5,660円」を「5,760円」に、「7,620円」を「7,760円」に、「9,980円」を「10,160円」に、「23,460円」を「23,890円」に、「6,280円」を「6,390円」に、「8,540円」を「8,690円」に、「11,010円」を「11,210円」に改め、別表第1の2 アートギャラリー利用料金の表中「13,580円」を「13,830円」に、「15,120円」を「15,400円」に、「6,790円」を「6,910円」に、「7,510円」を「7,640円」に改め、別表第1の3 レッスン室利用料金の表中「5,350円」を「5,440円」に、「1,440円」を「1,460円」に、「1,960円」を「1,990円」に、「2,470円」を「2,510円」に改め、別表第1の4 研修室利用料金の表中「830円」を「840円」に改め、別表第1の5 主催者控室利用料金の表中「930円」を「940円」に改める。

別表第2中「4,190円」を「4,260円」に、「1,300円」を「1,320円」に、「1,770円」を「1,800円」に、「3,140円」を「3,190円」に改める。

第2章 総務局関係

(行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部改正)

第4条 行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例(昭和39年神奈川県条例第79号)の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第2項に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則第3項の前に見出しとして「(使用料の徴収に関する規定の読替え)」を付し、附則に次の1項を加える。

4 平成31年10月1日以後の行政財産の使用に係る使用料であつて同年4月1日から同年9月30日までの間に地方自治法第231条の規定による納入の通知をするものに関する第2条第1項の規定の適用については、同項中「消費税法」とあるのは「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)第3条の規定による改正後の消費税法」と、「地方税法」とあるのは「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号)第2条の規定による改正後の地方税法」とする。

第3章 国際文化観光局関係

(神奈川県立県民ホール条例の一部改正)

第5条 神奈川県立県民ホール条例(昭和49年神奈川県条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1 施設利用料金の表の(1)の表中「190,080円」を「193,600円」に、「249,480円」を「254,100円」に、「279,180円」を「284,350円」に、「213,840円」を「217,800円」に、「320,760円」を「326,700円」に、「142,560円」を「145,200円」に、「201,960円」を「205,700円」に、「154,440円」を「157,300円」に、「237,600円」を「242,000円」に、「95,040円」を「96,800円」に、「130,680円」を「133,100円」に、「112,860円」を「114,950円」に改める。

円)に、「166,320円」を「169,400円」に、「43,960円」を「44,770円」に、「60,590円」を「61,710円」に、「67,720円」を「68,970円」に、「51,070円」を「52,010円」に、「74,830円」を「76,210円」に、「33,260円」を「33,870円」に、「46,320円」を「47,170円」に、「48,710円」を「49,610円」に、「36,830円」を「37,510円」に、「54,640円」を「55,650円」に、「23,760円」を「24,200円」に、「30,880円」を「31,450円」に、「26,130円」を「26,610円」に、「39,190円」を「39,910円」に改め、別表第1の1 施設利用料金の表の(2)の表中「6,290円」を「6,400円」に、「7,830円」を「7,970円」に、「12,580円」を「12,810円」に、「15,680円」を「15,970円」に改め、別表第1の1 施設利用料金の表の(3)の表中「2,610円」を「2,650円」に、「1,300円」を「1,320円」に改め、別表第1の1 施設利用料金の表の(4)の表中「8,680円」を「8,840円」に、「5,580円」を「5,680円」に、「10,210円」を「10,390円」に、「6,890円」を「7,010円」に、「25,880円」を「26,350円」に、「17,210円」を「17,520円」に改め、別表第1の1 施設利用料金の表の(5)の表中「3,440円」を「3,500円」に、「4,870円」を「4,960円」に、「5,330円」を「5,420円」に、「830円」を「840円」に、「940円」を「950円」に改め、別表第1の1 施設利用料金の表の(6)の表中「1,060円」を「1,070円」に改め、別表第1の2 設備利用料金の表中「23,520円」を「23,950円」に、「8,900円」を「9,060円」に、「15,680円」を「15,970円」に、「1,300円」を「1,320円」に、「13,540円」を「13,790円」に、「2,370円」を「2,410円」に、「6,760円」を「6,880円」に、「4,150円」を「4,220円」に改める。

別表第2の1 施設利用料金の表の(1)の表中「205,720円」を「209,520円」に、「288,000円」を「293,330円」に、「329,150円」を「335,240円」に、「246,860円」を「251,430円」に、「370,290円」を「377,140円」に、「154,290円」を「157,140円」に、「216,000円」を「220,000円」に、「185,150円」を「188,570円」に、「277,720円」を「282,860円」に、「102,860円」を「104,760円」に、「144,000円」を「146,660円」に、「164,580円」を「167,620円」に、「123,430円」を「125,710円」に、「87,430円」を「89,040円」に、「122,400円」を「124,660円」に、「139,890円」を「142,480円」に改め、別表第2の1 施設利用料金の表の(2)の表中「38,580円」を「39,290円」に、「54,000円」を「55,000円」に、「61,720円」を「62,860円」に、「46,290円」を「47,140円」に、「69,430円」を「70,710円」に、「25,720円」を「26,190円」に、「36,000円」を「36,660円」に、「41,150円」を「41,910円」に、「30,860円」を「31,430円」に、「21,910円」を「22,310円」に、「30,660円」を「31,220円」に、「34,980円」を「35,620円」に、「10,800円」を「11,000円」に、「15,120円」を「15,400円」に、「17,280円」を「17,600円」に、「12,860円」を「13,090円」に、「19,340円」を「19,690円」に、「15,430円」を「15,710円」に、「21,600円」を「22,000円」に、「24,690円」を「25,140円」に、「18,520円」を「18,860円」に、「27,780円」を「28,290円」に、「13,890円」を「14,140円」に、「19,440円」を「19,800円」に、「22,220円」を「22,630円」に、「16,770円」を「17,080円」に、「25,100円」を「25,560円」に、「4,940円」を

「5,030円」に、「6,900円」を「7,020円」に、「7,820円」を「7,960円」に、「5,970円」を「6,080円」に、「8,850円」を「9,010円」に、「7,000円」を「7,120円」に、「9,780円」を「9,960円」に、「11,110円」を「11,310円」に、「8,230円」を「8,380円」に、「12,350円」を「12,570円」に、「10,290円」を「10,480円」に、「14,400円」を「14,660円」に、「16,460円」を「16,760円」に、「3,600円」を「3,660円」に、「5,040円」を「5,130円」に、「5,760円」を「5,860円」に、「4,430円」を「4,510円」に、「6,590円」を「6,710円」に、「5,150円」を「5,240円」に、「7,200円」を「7,330円」に、「6,180円」を「6,290円」に、「9,260円」を「9,430円」に、「18,310円」を「18,640円」に、「25,620円」を「26,090円」に、「29,220円」を「29,760円」に、「32,820円」を「33,420円」に、「8,540円」を「8,690円」に、「11,940円」を「12,160円」に、「13,580円」を「13,830円」に、「10,390円」を「10,580円」に、「12,140円」を「12,360円」に、「16,980円」を「17,290円」に、「2,880円」を「2,930円」に、「4,020円」を「4,090円」に、「4,530円」を「4,610円」に、「3,400円」を「3,460円」に、「4,120円」を「4,190円」に、「7,310円」を「7,440円」に改め、別表第2の1 施設利用料金の表の(3)の表中「1,550円」を「1,570円」に改め、別表第2の2 設備利用料金の表中「15,430円」を「15,710円」に、「11,320円」を「11,520円」に、「55,550円」を「56,570円」に、「1,860円」を「1,890円」に、「25,720円」を「26,190円」に、「21,600円」を「22,000円」に、「22,630円」を「23,040円」に改める。

(神奈川県立神奈川近代文学館条例の一部改正)

第6条 神奈川県立神奈川近代文学館条例(昭和59年神奈川県条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「2,010円」を「2,040円」に、「2,480円」を「2,520円」に、「3,080円」を「3,130円」に、「940円」を「950円」に、「1,190円」を「1,210円」に、「1,540円」を「1,560円」に、「650円」を「660円」に改める。

別表第2中「1,000円」を「1,010円」に改める。

(神奈川県立音楽堂条例の一部改正)

第7条 神奈川県立音楽堂条例(平成7年神奈川県条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「80,780円」を「82,270円」に、「89,100円」を「90,750円」に、「102,160円」を「104,050円」に、「106,920円」を「108,900円」に、「115,240円」を「117,370円」に、「49,890円」を「50,810円」に、「60,590円」を「61,710円」に、「76,030円」を「77,430円」に、「78,400円」を「79,850円」に、「83,160円」を「84,700円」に改める。

別表第2中「13,540円」を「13,790円」に、「5,690円」を「5,790円」に、「8,680円」を「8,840円」に、「2,610円」を「2,650円」に、「7,360円」を「7,490円」に、「2,370円」を「2,410円」に、「6,760円」を「6,880円」に改める。

(神奈川県立地球市民かながわプラザ条例の一部改正)

第8条 神奈川県立地球市民かながわプラザ条例(平成9年神奈川県条例第37号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「4,630円」を「4,710円」に、「5,350円」を「5,440

円)に、「5,820円」を「5,920円」に、「6,690円」を「6,810円」に、「3,090円」を「3,140円」に、「3,550円」を「3,610円」に、「3,860円」を「3,930円」に、「4,430円」を「4,510円」に、「2,320円」を「2,360円」に、「2,730円」を「2,780円」に、「2,940円」を「2,990円」に、「3,400円」を「3,460円」に、「1,550円」を「1,570円」に、「1,800円」を「1,830円」に、「1,960円」を「1,990円」に、「2,270円」を「2,310円」に、「1,500円」を「1,520円」に、「1,700円」を「1,730円」に、「1,860円」を「1,890円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「980円」を「990円」に、「1,140円」を「1,160円」に、「1,240円」を「1,260円」に、「1,440円」を「1,460円」に、「830円」を「840円」に、「1,030円」を「1,040円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「570円」を「580円」に、「670円」を「680円」に、「720円」を「730円」に、「2,110円」を「2,140円」に、「2,420円」を「2,460円」に、「1,290円」を「1,310円」に、「1,650円」を「1,680円」に、「1,340円」を「1,360円」に、「1,910円」を「1,940円」に、「930円」を「940円」に、「620円」を「630円」に、「780円」を「790円」に、「880円」を「890円」に、「1,190円」を「1,210円」に、「2,580円」を「2,620円」に改める。

別表第2中「5,760円」を「5,860円」に、「1,300円」を「1,320円」に、「2,370円」を「2,410円」に、「3,140円」を「3,190円」に改める。

(神奈川県立かながわアートホール条例の一部改正)

第9条 神奈川県立かながわアートホール条例(平成20年神奈川県条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「午後0時」を「正午」に、「12,100円」を「12,320円」に、「14,520円」を「14,780円」に、「16,120円」を「16,410円」に、「19,340円」を「19,690円」に、「15,170円」を「15,450円」に、「18,200円」を「18,530円」に、「43,390円」を「44,180円」に、「52,060円」を「53,000円」に、「6,700円」を「6,820円」に、「8,040円」を「8,180円」に、「8,930円」を「9,090円」に、「10,710円」を「10,900円」に、「8,450円」を「8,600円」に、「10,140円」を「10,320円」に、「24,080円」を「24,510円」に、「28,890円」を「29,400円」に、「1,610円」を「1,630円」に、「1,930円」を「1,960円」に、「2,140円」を「2,170円」に、「2,560円」を「2,600円」に、「2,020円」を「2,050円」に、「2,420円」を「2,460円」に、「5,770円」を「5,850円」に、「6,910円」を「7,020円」に、「1,430円」を「1,450円」に、「1,710円」を「1,740円」に、「950円」を「960円」に、「1,140円」を「1,160円」に、「1,800円」を「1,830円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「5,130円」を「5,200円」に、「6,150円」を「6,260円」に、「990円」を「1,000円」に、「1,180円」を「1,200円」に、「660円」を「670円」に、「790円」を「800円」に、「1,250円」を「1,270円」に、「1,500円」を「1,520円」に、「3,560円」を「3,610円」に、「4,260円」を「4,320円」に、「1,040円」を「1,050円」に、「980円」を「990円」に、「2,810円」を「2,840円」に改める。

別表第2中「3,140円」を「3,190円」に、「1,040円」を「1,050円」に、「2,090円」を「2,120円」に、「4,190円」を「4,260円」に改め、同表の備考1中「午後0時」を「正午」に改める。

第4章 スポーツ局関係

(神奈川県立武道館条例の一部改正)

第10条 神奈川県立武道館条例(昭和57年神奈川県条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表の1 施設利用料金の表中「午後0時」を「正午」に、「4,750円」を「4,830円」に、「1,660円」を「1,690円」に、「2,120円」を「2,150円」に、「5,690円」を「5,790円」に、「2,610円」を「2,650円」に、「2,850円」を「2,900円」に、「1,060円」を「1,080円」に、「1,310円」を「1,330円」に、「9,390円」を「9,560円」に、「3,440円」を「3,500円」に、「4,150円」を「4,220円」に、「4,700円」を「4,780円」に、「1,720円」を「1,750円」に、「2,080円」を「2,110円」に改め、別表の2 照明設備利用料金の表中「700円」を「710円」に改める。

(神奈川県立スポーツ会館条例の一部改正)

第11条 神奈川県立スポーツ会館条例(昭和59年神奈川県条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表中「700円」を「710円」に、「1,030円」を「1,040円」に改める。

(神奈川県立伊勢原射撃場条例の一部改正)

第12条 神奈川県立伊勢原射撃場条例(平成9年神奈川県条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表中「830円」を「840円」に、「2,060円」を「2,090円」に、「1,240円」を「1,260円」に、「1,550円」を「1,570円」に、「1,440円」を「1,460円」に、「1,860円」を「1,890円」に、「1,750円」を「1,780円」に、「2,680円」を「2,730円」に、「3,400円」を「3,460円」に、「けん銃」を「拳銃」に、「3,600円」を「3,660円」に、「1,030円」を「1,040円」に、「2,780円」を「2,830円」に改める。

(神奈川県立山岳スポーツセンター条例の一部改正)

第13条 神奈川県立山岳スポーツセンター条例(平成9年神奈川県条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,550円」を「1,570円」に、「3,090円」を「3,140円」に、「520円」を「530円」に、「620円」を「630円」に、「4,630円」を「4,710円」に、「6,180円」を「6,290円」に改め、同表の備考中「午後零時」を「正午」に改める。

(神奈川県立宮ヶ瀬湖カヌー場条例の一部改正)

第14条 神奈川県立宮ヶ瀬湖カヌー場条例(平成27年神奈川県条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,510円」を「1,530円」に、「15,690円」を「15,980円」に、「3,020円」を「3,070円」に、「31,370円」を「31,950円」に、「4,250円」を「4,320円」に、「46,510円」を「47,370円」に、「800円」を「810円」に、「1,320円」を「1,340円」に改める。

第5章 環境農政局関係

(神奈川県立大船フラワーセンター条例の一部改正)

第15条 神奈川県立大船フラワーセンター条例(昭和39年神奈川県条例第49号)の一部を次のように改正する。

別表の1 入園料金の表中「2,000円」を「2,030円」に、「1,200円」を「1,220円」に改め、別表の2 駐車場利用料金の

表中「620円」を「630円」に改める。

(神奈川県漁港管理条例の一部改正)

第16条 神奈川県漁港管理条例(昭和44年神奈川県条例第44号)の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第2項に見出しとして「(三崎漁港管理条例の廃止)」を付する。

附則第3項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、附則に次の1項を加える。

(占用料の額に関する規定の読替え)

6 平成31年10月1日以後の甲種漁港施設の利用又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地の占用に係る占用料であつて同年4月1日から同年9月30日までの間に地方自治法第231条の規定による納入の通知をするもの(占用料を月割りで算定するものにあつては、同日以前の日を利用の期間に含むものを除く。)に関する別表第2及び別表第3の規定の適用については、別表第2の2 占用料の表及び備考10並びに別表第3の備考3及び備考4中「消費税率等」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)第3条の規定による改正後の消費税法第29条の税率と当該税率に社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号)第2条の規定による改正後の地方税法第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率」とする。

別表第2の1 利用料の表停係泊料の項中「540円」を「550円」に、「100円として算定した額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額」を「110円」に、「250,000円に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額」を「275,000円」に、「300,000円に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額」を「330,000円」に、「2,570円」を「2,610円」に改め、同表駐車料の項中「1,020円」を「1,030円」に改め、同表城ヶ島大橋渡橋料の項中「1,080円」を「1,100円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「1,610円」を「1,630円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「10,800円」を「11,000円」に、「6,480円」を「6,600円」に改める。

別表第4 停係泊料の項中「1,080円」を「1,100円」に改め、同表駐車料の項中「1,030円」を「1,040円」に改める。

(神奈川県産業廃棄物の処分に係る手数料徴収条例の一部改正)

第17条 神奈川県産業廃棄物の処分に係る手数料徴収条例(平成17年神奈川県条例第105号)の一部を次のように改正する。

別表1の項中「261円」を「262円」に改め、同表2の項中「315円」を「316円」に改め、同表3の項中「261円」を「262円」に改める。

(神奈川県立花と緑のふれあいセンター条例の一部改正)

第18条 神奈川県立花と緑のふれあいセンター条例(平成18年神奈川県条例第68号)の一部を次のように改正する。

別表の1 入園料金の表中「1,000円」を「1,010円」に、「750円」を「760円」に改め、別表の3 駐車場利用料金の表中「1,550円」を「1,570円」に改める。

(神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地条例の一部改正)

第19条 神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地条例(平成27年神奈川県条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(使用料の額に関する規定の読替え)

2 平成31年10月1日以後の第15条第1項又は第3項の許可を受けた行為に係る使用料であつて同年4月1日から同年9月30日までの間に地方自治法第231条の規定による納入の通知をするものに関する第16条の規定の適用については、同条中「消費税法」とあるのは「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)第3条の規定による改正後の消費税法」と、「地方税法」とあるのは「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号)第2条の規定による改正後の地方税法」とする。

第6章 福祉子どもみらい局関係

(神奈川県立青少年センター条例の一部改正)

第20条 神奈川県立青少年センター条例(昭和39年神奈川県条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「午後0時」を「正午」に、「62,940円」を「64,100円」に、「84,540円」を「86,100円」に、「101,410円」を「103,280円」に、「76,010円」を「77,410円」に、「101,000円」を「102,870円」に、「121,260円」を「123,500円」に、「52,250円」を「53,210円」に、「79,090円」を「80,550円」に、「94,930円」を「96,680円」に、「66,540円」を「67,770円」に、「93,180円」を「94,900円」に、「111,800円」を「113,870円」に、「41,550円」を「42,310円」に、「51,220円」を「52,160円」に、「61,500円」を「62,630円」に、「56,980円」を「58,030円」に、「73,850円」を「75,210円」に、「820円」を「830円」に、「1,640円」を「1,670円」に、「3,080円」を「3,130円」に、「9,250円」を「9,420円」に、「11,310円」を「11,510円」に、「13,980円」を「14,230円」に、「11,210円」を「11,410円」に、「13,470円」を「13,710円」に、「16,760円」を「17,070円」に、「6,680円」を「6,800円」に、「8,020円」を「8,160円」に、「9,970円」を「10,150円」に、「9,560円」を「9,730円」に、「12,030円」を「12,250円」に、「4,420円」を「4,500円」に、「5,340円」を「5,430円」に改める。

別表第2中「6,780円」を「6,900円」に、「9,460円」を「9,630円」に、「8,220円」を「8,370円」に、「1,950円」を「1,980円」に、「10,490円」を「10,680円」に、「2,360円」を「2,400円」に、「6,580円」を「6,700円」に改める。

(神奈川県立かながわ男女共同参画センター条例の一部改正)

第21条 神奈川県立かながわ男女共同参画センター条例(昭和57年神奈川県条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表中「800円」を「810円」に、「1,000円」を「1,010円」に、「1,240円」を「1,260円」に改める。

第7章 健康医療局関係

(えなその他出産に伴う産あい物処理業者条例の一部改正)

第22条 えなその他出産に伴う産あい物処理業者条例(昭和25年神奈川県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「1万2,140円」を「1万2,160円」に改める。
(旅館業法施行条例の一部改正)

第23条 旅館業法施行条例(昭和32年神奈川県条例第64号)の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「2万2,040円」を「2万2,060円」に改め、同条第2号中「7,420円」を「7,430円」に改める。
(神奈川県海水浴場等に関する条例の一部改正)

第24条 神奈川県海水浴場等に関する条例(昭和34年神奈川県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「1万3,630円」を「1万3,650円」に改める。
(衛生試験、治療等に関する条例の一部改正)

第25条 衛生試験、治療等に関する条例(昭和34年神奈川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「1,670円」を「1,700円」に改める。
別表の1の項(1)ア中「1,320円」を「1,340円」に、「3,530円」を「3,590円」に、「7,070円」を「7,200円」に、「2,720円」を「2,770円」に、「9,000円」を「9,160円」に、「1万9,560円」を「1万9,920円」に、「4万9,100円」を「5万円」に、「3万5,420円」を「3万6,070円」に、「2万2,800円」を「2万3,220円」に、「2,940円」を「2,990円」に、「9,810円」を「9,990円」に改め、同項(1)イ中「3,210円」を「3,260円」に、「6,690円」を「6,810円」に、「1万3,400円」を「1万3,640円」に、「9,640円」を「9,810円」に、「3万2,190円」を「3万2,780円」に改め、同項(1)ウ中「1,600円」を「1,620円」に、「3,530円」を「3,590円」に、「7,070円」を「7,200円」に、「3,740円」を「3,800円」に、「9,810円」を「9,990円」に、「1万7,430円」を「1万7,750円」に改め、同項(1)エ中「4万240円」を「4万980円」に、「7,070円」を「7,200円」に改め、同項(2)中「1,600円」を「1,620円」に、「3,530円」を「3,590円」に、「7,070円」を「7,200円」に、「1万4,900円」を「1万5,170円」に、「9,000円」を「9,160円」に、「1万7,700円」を「1万8,020円」に、「2,720円」を「2,770円」に、「5,460円」を「5,560円」に、「1万920円」を「1万1,120円」に、「2万2,660円」を「2万3,070円」に、「3万6,220円」を「3万6,890円」に、「2,400円」を「2,440円」に、「5,090円」を「5,180円」に、「1万320円」を「1万510円」に、「1万3,400円」を「1万3,640円」に改め、同項(3)中「1,600円」を「1,620円」に、「2,720円」を「2,770円」に、「6,690円」を「6,810円」に、「1万9,560円」を「1万9,920円」に、「4万8,300円」を「4万9,190円」に改め、同項(4)中「1,600円」を「1,620円」に、「3,530円」を「3,590円」に、「5,760円」を「5,860円」に、「9,790円」を「9,970円」に、「4万240円」を「4万980円」に、「4,950円」を「5,040円」に、「1,870円」を「1,900円」に、「33万6,090円」を「34万2,310円」に、「6,880円」を「7,000円」に、「2,940円」を「2,990円」に、「13万510円」を「13万2,920円」に、「1,460円」を「1,480円」に、「5,270円」を「5,360円」に、「2万750円」を「2万1,130円」に、「3万1,170円」を「3万1,740円」に、「24万2,430円」を「24万6,910

円」に、「5,900円」を「6,000円」に改め、同項(5)中「4万9,210円」を「5万120円」に、「11万9,040円」を「12万1,240円」に、「6,010円」を「6,120円」に、「7万6,390円」を「7万7,800円」に、「1万4,400円」を「1万4,660円」に、「1万2,780円」を「1万3,010円」に、「10万9,170円」を「11万1,190円」に、「17万1,990円」を「17万5,170円」に、「25万2,420円」を「25万7,090円」に、「6万7,840円」を「6万9,090円」に、「9万1,800円」を「9万3,500円」に、「13万4,160円」を「13万6,640円」に、「6万6,620円」を「6万7,850円」に、「11万5,920円」を「11万8,060円」に改め、同項(6)中「1,320円」を「1,340円」に、「7,070円」を「7,200円」に、「1万3,400円」を「1万3,640円」に改め、同項(7)中「2,130円」を「2,160円」に、「3,740円」を「3,800円」に、「8,840円」を「9,000円」に、「1万7,430円」を「1万7,750円」に、「5万6,350円」を「5万7,390円」に、「3万6,220円」を「3万6,890円」に、「8万510円」を「8万2,000円」に、「16万2,370円」を「16万5,370円」に、「9万3,930円」を「9万5,660円」に改め、同項(8)中「2万9,500円」を「3万400円」に、「3万6,220円」を「3万6,890円」に、「4万4,280円」を「4万5,100円」に改め、同項(9)中「6,690円」を「6,810円」に、「1万6,080円」を「1万6,370円」に、「2万6,820円」を「2万7,310円」に改め、同項(10)中「3,210円」を「3,260円」に、「9,640円」を「9,810円」に、「2万6,820円」を「2万7,310円」に改め、同項(11)中「2,940円」を「2,990円」に、「7,360円」を「7,490円」に改め、同表の3の項中「750円」を「760円」に、「2,690円」を「2,730円」に改め、同表の4の項中「2万1,600円」を「2万2,000円」に改める。

(神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例の一部改正)

第26条 神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例(昭和34年神奈川県条例第26号)の一部を次のように改正する。

第22条第1号中「1万5,400円」を「1万5,530円」に改め、同条第2号中「4,610円」を「4,620円」に改め、同条第4号中「8,240円」を「8,260円」に改める。

(神奈川県立煤ヶ谷診療所条例の一部改正)

第27条 神奈川県立煤ヶ谷診療所条例(昭和39年神奈川県条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「1,670円」を「1,700円」に、「3,390円」を「3,450円」に、「4,980円」を「5,070円」に、「1,140円」を「1,160円」に、「1,650円」を「1,680円」に、「3,320円」を「3,380円」に改める。

(魚介類行商等に関する条例の一部改正)

第28条 魚介類行商等に関する条例(昭和41年神奈川県条例第42号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「4,940円」を「4,960円」に改め、同項第2号中「6,540円」を「6,560円」に改め、同項第3号中「4,940円」を「4,960円」に改め、同条第2項第1号中「2,480円」を「2,500円」に改め、同項第2号中「3,280円」を「3,300円」に改め、同項第3号中「2,480円」を「2,500円」に改める。

(神奈川県立平塚看護大学校条例の一部改正)

第29条 神奈川県立平塚看護大学校条例(昭和46年神奈川県条例第54号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項第2号中「7万300円」を「7万500円」に改める。
(神奈川県動物愛護センター手数料徴収条例の一部改正)

第30条 神奈川県動物愛護センター手数料徴収条例(昭和47年神奈川県条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表1の項中「770円」を「780円」に、「2,090円」を「2,120円」に、「760円」を「770円」に、「1,030円」を「1,040円」に、「5,410円」を「5,510円」に、「7,070円」を「7,200円」に、「840円」を「850円」に、「3,450円」を「3,510円」に、「3,630円」を「3,690円」に、「1,220円」を「1,240円」に改め、同表2の項中「8,400円」を「8,550円」に、「1万5,990円」を「1万6,280円」に改め、同表3の項中「1,140円」を「1,160円」に、「1,670円」を「1,700円」に改める。

(公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例の一部改正)

第31条 公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例(昭和48年神奈川県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第5条中「2万2,040円」を「2万2,060円」に改める。

(神奈川県立よこはま看護専門学校条例の一部改正)

第32条 神奈川県立よこはま看護専門学校条例(昭和49年神奈川県条例第57号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項第2号中「7万300円」を「7万500円」に改める。

(神奈川県立衛生看護専門学校条例の一部改正)

第33条 神奈川県立衛生看護専門学校条例(昭和53年神奈川県条例第35号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項第2号中「7万300円」を「7万500円」に改める。

(興行場法施行条例の一部改正)

第34条 興行場法施行条例(昭和59年神奈川県条例第25号)の一部を次のように改正する。

第6条中「2万2,040円」を「2万2,060円」に改める。

(化製場等に関する法律施行条例の一部改正)

第35条 化製場等に関する法律施行条例(昭和59年神奈川県条例第26号)の一部を次のように改正する。

第6条中「及び法第9条第1項の規定により動物の飼養又は収容の許可を受けようとする者」を削り、同条第1号中「2万5,760円」を「2万5,780円」に改め、同条第2号中「1万7,340円」を「1万7,360円」に改め、同条第3号を削る。

(神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第36条 神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年神奈川県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第18条中「3万2,050円」を「3万2,080円」に改める。

(食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例の一部改正)

第37条 食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例(平成12年神奈川県条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第4中「1万7,430円」を「1万7,750円」に、「3万2,190円」を「3万2,780円」に、「4万4,280円」を「4万5,100円」に、「15万円」を「15万90円」に、「9万円」を「9万20円」に、「1万6,040円」を「1万6,060円」に、「9,640円」を「9,660円」に、「1万4,040円」を「1万4,060円」に、「2万1,040円」を「2万1,060円」に改める。

(理容師法施行条例の一部改正)

第38条 理容師法施行条例(平成12年神奈川県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第4条中「1万6,040円」を「1万6,060円」に改める。

(美容師法施行条例の一部改正)

第39条 美容師法施行条例(平成12年神奈川県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第4条中「1万6,040円」を「1万6,060円」に改める。

(神奈川県精神保健福祉センター使用料及び手数料条例の一部改正)

第40条 神奈川県精神保健福祉センター使用料及び手数料条例(平成14年神奈川県条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「1,670円」を「1,700円」に、「3,390円」を「3,450円」に、「4,980円」を「5,070円」に、「1,140円」を「1,160円」に、「1,650円」を「1,680円」に、「3,320円」を「3,380円」に改める。

(クリーニング業法施行条例の一部改正)

第41条 クリーニング業法施行条例(平成14年神奈川県条例第69号)の一部を次のように改正する。

別表1の項中「1万6,040円」を「1万6,060円」に改める。

(神奈川県総合リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第42条 神奈川県総合リハビリテーションセンター条例(平成16年神奈川県条例第52号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「第4号まで」を「第3号まで」に、「第3条第5号」を「第3条第4号」に、「2万1,460円」を「2万1,850円」に、「3万2,200円」を「3万2,790円」に、「1,610円」を「1,630円」に、「630円」を「640円」に改める。

別表第2中「1,670円」を「1,700円」に、「3,390円」を「3,450円」に、「4,980円」を「5,070円」に、「1,140円」を「1,160円」に、「1,650円」を「1,680円」に、「3,320円」を「3,380円」に改める。

第8章 産業労働局関係

(神奈川県立産業技術短期大学校条例の一部改正)

第43条 神奈川県立産業技術短期大学校条例(平成6年神奈川県条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「9,600円」を「9,900円」に、「20,700円」を「21,000円」に、「49,000円」を「49,900円」に、「4,900円」を「5,100円」に、「6,100円」を「6,200円」に改める。

(神奈川県立かながわ労働プラザ条例の一部改正)

第44条 神奈川県立かながわ労働プラザ条例(平成7年神奈川県条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1 多目的ホール等利用料金の表中「12,660円」を「12,890円」に、「16,050円」を「16,340円」に、「9,160円」を「9,320円」に、「11,520円」を「11,730円」に、「5,460円」を「5,560円」に、「7,100円」を「7,230円」に、「4,020円」を「4,090円」に、「5,040円」を「5,130円」に、「8,950円」を「9,110円」に、「5,150円」を「5,240円」に、「6,380円」を「6,490円」に、「1,750円」を「1,780円」に、「2,060円」を「2,090円」に、「2,580円」を「2,620円」に、「720円」を「730円」に、「930円」を「940円」に、「1,140円」を「1,160円」に、

「830円」を「840円」に、「1,030円」を「1,040円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「2,780円」を「2,830円」に、「3,500円」を「3,560円」に、「1,340円」を「1,360円」に、「1,650円」を「1,680円」に、「2,990円」を「3,040円」に、「3,810円」を「3,880円」に、「4,740円」を「4,820円」に、「2,470円」を「2,510円」に、「3,190円」を「3,240円」に、「1,240円」を「1,260円」に、「1,550円」を「1,570円」に、「2,680円」を「2,720円」に改め、別表第1の2 ギャラリー利用料金の表中「2,110円」を「2,140円」に、「1,340円」を「1,360円」に改め、別表第1の3 音楽スタジオ利用料金の表中「1,190円」を「1,210円」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

別表第2の1 多目的ホール等設備利用料金の表中「780円」を「790円」に、「1,190円」を「1,210円」に、「540円」を「550円」に改め、別表第2の2 音楽スタジオ設備利用料金の表中「1,080円」を「1,100円」に、「570円」を「580円」に、「670円」を「680円」に改める。

(神奈川県工芸品の加工等に係る手数料徴収条例の一部改正)

第45条 神奈川県工芸品の加工等に係る手数料徴収条例(平成29年神奈川県条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,275円」を「1,298円」に、「638円」を「649円」に、「1,470円」を「1,497円」に、「735円」を「749円」に、「1,575円」を「1,604円」に、「788円」を「802円」に改める。

第9章 県土整備局関係

(神奈川県都市公園条例の一部改正)

第46条 神奈川県都市公園条例(昭和32年神奈川県条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第2項を削る。

附則第3項を附則第2項とし、同項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、附則第4項を附則第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

(使用料の額に関する規定の読替え)

- 4 平成31年10月1日(同年4月1日以後に法第5条第1項の許可を受けた場合であつて、当該許可の期間の初日が同年10月1日前である場合にあつては、当該初日に応ずる同月中の日)以後の同項の許可に基づく公園施設の管理又は同月1日以後の第11条第1項若しくは第3項の許可を受けた行為に係る使用料であつて同年4月1日から同年9月30日までの間に地方自治法第231条の規定による納入の通知をするものに関する別表第2の1 公園施設の設置又は管理の許可による土地又は施設の使用料及び同表の3 第11条第1項各号に掲げる行為の許可による使用料の規定の適用については、同表中「消費税法」とあるのは「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)第3条の規定による改正後の消費税法」と、「地方税法」とあるのは「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号)第2条の規定による改正後の地方税法」とする。この場合においては、公園施設の管理に係る使用料は、当該使用料に係る

期間が1年であるときは、月割りをもつて計算する。

附則第5項を削る。

別表第3中「690円」を「700円」に改める。

別表第5中「35,930円」を「36,590円」に、「3,550円」を「3,610円」に、「14,250円」を「14,510円」に、「7,120円」を「7,250円」に、「4,750円」を「4,830円」に、「940円」を「950円」に、

「700円」を「710円」に、

「1,400円」を「1,420円」に、「1,060円」を「1,070円」に、「108,000円」を「110,000円」に、「10,800円」を「11,000円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「2,700円」を「2,750円」に、「1,210円」を「1,230円」に、「600円」を「610円」に、「840円」を「850円」に、「1,050円」を「1,060円」に改める。

(港湾の設置及び管理等に関する条例の一部改正)

第47条 港湾の設置及び管理等に関する条例(昭和39年神奈川県条例第93号)の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第2項に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則第3項を次のように改める。

(利用料等の額に関する規定の読替え)

- 3 次に掲げる利用料等のうち平成31年10月1日以後の利用等に係るものであつて同年5月1日から同年9月30日までの間に地方自治法第231条の規定による納入の通知をするもの(同年5月1日以後に利用等の申込みがあつたものに限る。)に関する別表第1及び別表第2の規定の適用については、別表第1中「消費税法」とあるのは「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)第3条の規定による改正後の消費税法」と、「地方税法」とあるのは「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号)第2条の規定による改正後の地方税法」とする。

(1) 第4条第1項の承認を受けた港湾の施設の利用に係る利用料(岸壁利用料及び船舶給水料にあつては、平成31年10月1日前の日を利用の期間に含むものを除く。)

(2) 第5条第1項の承認を受けた専用利用に係る利用料(別表第1の7 専用利用料(1)の表に定める利用料のうち月割りで計算するものにあつては、平成31年10月1日前の日を利用の期間に含むものを除く。)

(3) 法第37条第1項の許可を受けた占用(占用料を月割りで計算するものにあつては、平成31年10月1日前の日を占用の期間に含むものを除く。)に係る占用料又は同項の許可を受けた土砂の採取(採取の許可の期間の初日が同月1日以後であるものに限る。)に係る土砂採取料

附則第4項を削る。

別表第1の2 係留料の表中表の部分の部分を次のように改める。

港湾名	施設名	利用の 期間 単位 利用者 船長	1 箇 月 未 満	1 箇 月 以 上 未 満	1 箇 年	1 箇 年		
			1 日	1 箇 月	1 箇 年	1 箇 年		
			県内に住所を有する者	県外に住所を有する者	県内に住所を有する者	県外に住所を有する者		
湘南港	南物揚場 中央物揚場 北物揚場 浮棧橋	6メートル以下のもの	2,090円	2,560円	36,360円	43,640円	396,550円	475,840円
		6メートルを超え6.5メートル以下のもの	2,850円	3,470円	47,270円	56,670円	515,400円	618,490円
		6.5メートルを超え7メートル以下のもの	3,010円	3,610円	51,370円	61,680円	573,320円	687,920円
		7メートルを超え7.5メートル以下のもの	3,470円	4,220円	58,180円	69,860円	636,240円	763,430円
		7.5メートルを超え8メートル以下のもの	3,910円	4,680円	64,710円	77,590円	705,500円	846,650円
		8メートルを超え8.5メートル以下のもの	4,360円	5,290円	73,050円	87,590円	796,470円	955,790円
		8.5メートルを超え9メートル以下のもの	4,830円	5,730円	81,840円	98,200円	892,290円	1,070,710円
		9メートルを超え9.5メートル以下のもの	5,290円	6,340円	88,210円	105,780円	963,380円	1,156,050円
		9.5メートルを超え10メートル以下のもの	5,580円	6,650円	94,560円	113,530円	1,032,800円	1,239,450円
		10メートルを超えるもの	5,580円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに420円を加算した額	6,650円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに590円を加算した額	94,560円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに6,340円を加算した額	113,530円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに7,550円を加算した額	1,032,800円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに68,960円を加算した額	1,239,450円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに83,350円を加算した額
湘南港	漁船物揚場 漁船船揚場	4メートル以下のもの	590円	740円	10,430円	12,560円	114,440円	137,180円
		4メートルを超え4.5メートル以下のもの	740円	880円	13,320円	16,050円	145,040円	174,000円
		4.5メートルを超え5メートル以下のもの	880円	1,200円	16,340円	19,670円	178,870円	214,640円
		5メートルを超え5.5メートル以下のもの	1,200円	1,490円	19,540円	23,480円	212,520円	254,970円
		5.5メートルを超え6メートル以下のもの	1,340円	1,630円	22,560円	27,110円	246,030円	295,280円
		6メートルを超え6.5メートル以下のもの	1,490円	1,800円	25,140円	30,140円	274,060円	328,960円
		6.5メートルを超え7メートル以下のもの	1,630円	1,950円	28,160円	33,790円	307,710円	369,270円
		7メートルを超え7.5メートル以下のもの	1,950円	2,410円	32,260円	38,780円	352,290円	422,780円
		7.5メートルを超え8メートル以下のもの	2,250円	2,690円	37,420円	44,850円	408,380円	490,090円
		8メートルを超え8.5メートル以下のもの	2,560円	3,010円	42,570円	51,050円	465,540円	558,610円

		8.5メートルを超え9メートル以下のもの	3,010円	3,610円	51,370円	61,680円	560,420円	672,460円
		9メートルを超え9.5メートル以下のもの	3,310円	3,910円	56,370円	67,580円	615,310円	738,400円
		9.5メートルを超え10メートル以下のもの	3,610円	4,360円	61,520円	73,800円	671,390円	805,710円
		10メートルを超えるもの	3,610円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに270円を加算した額	4,360円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに420円を加算した額	61,520円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに5,140円を加算した額	73,800円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに6,030円を加算した額	671,390円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに56,060円を加算した額	805,710円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに66,680円を加算した額
葉山港	西物揚場 西中央物揚場	6メートル以下のもの	1,720円	2,100円	29,980円	35,990円	327,150円	392,550円
		6メートルを超え6.5メートル以下のもの	2,320円	2,780円	38,990円	46,750円	425,190円	510,240円
	東物揚場 東中央物揚場	6.5メートルを超え7メートル以下のもの	2,460円	2,960円	42,360円	50,860円	472,970円	567,510円
		7メートルを超え7.5メートル以下のもの	2,840円	3,470円	47,990円	57,630円	524,870円	629,810円
	東船揚場 南物揚場	7.5メートルを超え8メートル以下のもの	3,220円	3,850円	53,380円	64,000円	582,040円	698,470円
		8メートルを超え8.5メートル以下のもの	3,590円	4,330円	60,260円	72,270円	657,090円	788,520円
	本港浮棧橋 新港浮棧橋	8.5メートルを超え9メートル以下のもの	3,970円	4,720円	67,500円	81,030円	736,130円	883,330円
		9メートルを超え9.5メートル以下のもの	4,330円	5,220円	72,760円	87,260円	794,760円	953,750円
		9.5メートルを超え10メートル以下のもの	4,610円	5,460円	78,000円	93,640円	852,070円	1,022,520円
		10メートルを超えるもの	4,610円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに340円を加算した額	5,460円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに460円を加算した額	78,000円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに5,220円を加算した額	93,640円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに6,230円を加算した額	852,070円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに56,870円を加算した額	1,022,520円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに68,760円を加算した額
6メートル以下のもの		1,880円	2,300円	32,710円	39,260円	356,890円	428,240円	
6メートルを超え6.5メートル以下のもの		2,520円	3,030円	42,550円	51,000円	463,850円	556,640円	
		6.5メートルを超え7メートル以下のもの	2,690円	3,220円	46,220円	55,490円	515,990円	619,110円
		7メートルを超え7.5メートル以下のもの	3,100円	3,780円	52,360円	62,870円	572,590円	687,060円
		7.5メートルを超え8メートル以下のもの	3,520円	4,200円	58,220円	69,820円	634,950円	761,980円
		8メートルを超え8.5メートル以下のもの	3,920円	4,730円	65,740円	78,840円	716,830円	860,220円
		8.5メートルを超え9メートル以下のもの	4,330円	5,160円	73,630円	88,390円	803,060円	963,630円

		9メートルを超え9.5メートル以下のもの	4,730円	5,690円	79,380円	95,190円	867,010円	1,040,440円
		9.5メートルを超え10メートル以下のもの	5,030円	5,970円	85,100円	102,150円	929,540円	1,115,480円
		10メートルを超えるもの	5,030円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに380円を加算した額	5,970円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに500円を加算した額	85,100円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに5,690円を加算した額	102,150円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに6,790円を加算した額	929,540円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに62,040円を加算した額	1,115,480円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに75,010円を加算した額
真鶴港	南物揚場 北物揚場 第一物揚場 第三物揚場 第六物揚場 南船揚場 北船揚場 船舶修理施設	6メートル以下のもの	1,340円	1,630円	21,810円	26,200円	237,990円	285,580円
		6メートルを超え6.5メートル以下のもの	1,630円	1,950円	28,320円	33,920円	309,240円	371,090円
		6.5メートルを超え7メートル以下のもの	1,800円	2,250円	31,500円	37,870円	343,950円	412,770円
		7メートルを超え7.5メートル以下のもの	2,090円	2,560円	34,990円	41,970円	381,700円	458,100円
		7.5メートルを超え8メートル以下のもの	2,560円	3,010円	38,780円	46,510円	423,390円	508,130円
		8メートルを超え8.5メートル以下のもの	2,850円	3,470円	43,780円	52,580円	477,800円	573,320円
		8.5メートルを超え9メートル以下のもの	3,310円	3,910円	49,090円	58,950円	535,410円	642,440円
		9メートルを超え9.5メートル以下のもの	3,470円	4,220円	52,880円	63,500円	578,010円	693,680円
		9.5メートルを超え10メートル以下のもの	3,760円	4,520円	56,810円	68,170円	619,720円	743,550円
				10メートルを超えるもの	3,760円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに270円を加算した額	4,520円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに420円を加算した額	56,810円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに3,910円を加算した額	68,170円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに4,520円を加算した額

別表第1の3 陸置料の表中表の部分を次のように改める。

港湾名	施設名	利用の期間	1 箇 月 未 満		1 箇 月 以 上		1 箇 年	
			1 箇 日	1 箇 月	1 箇 月	1 箇 年	1 箇 年	1 箇 年
		利用者	県内に住所を有する者	県外に住所を有する者	県内に住所を有する者	県外に住所を有する者	県内に住所を有する者	県外に住所を有する者
湘南港	船舶保管地	船長						
		4メートル以下のもの	880円	1,020円	12,860円	15,450円	150,650円	180,830円
		4メートルを超え4.5メートル以下のもの	1,020円	1,200円	16,340円	19,670円	178,410円	214,030円
		4.5メートルを超え5メートル以下のもの	1,200円	1,490円	20,130円	24,240円	220,250円	264,360円
		5メートルを超え5.5メートル以下のもの	1,340円	1,630円	23,930円	28,780円	261,480円	313,780円
		5.5メートルを超え6メートル以下のもの	1,630円	1,950円	27,720円	33,320円	302,870円	363,500円

		6メートルを超え6.5メートル以下のもの	1,800円	2,090円	30,910円	37,120円	337,440円	404,900円
		6.5メートルを超え7メートル以下のもの	2,090円	2,560円	33,040円	39,690円	378,660円	454,470円
		7メートルを超え7.5メートル以下のもの	2,410円	2,850円	39,690円	47,570円	433,700円	520,410円
		7.5メートルを超え8メートル以下のもの	2,690円	3,310円	46,050円	55,310円	502,670円	603,180円
		8メートルを超え8.5メートル以下のもの	3,150円	3,760円	52,440円	62,880円	572,860円	687,470円
		8.5メートルを超え9メートル以下のもの	3,760円	4,520円	64,090円	76,970円	699,440円	839,380円
		9メートルを超え9.5メートル以下のもの	4,070円	4,830円	69,410円	83,350円	757,200円	908,660円
		9.5メートルを超え10メートル以下のもの	4,520円	5,430円	75,770円	90,930円	826,180円	991,420円
		10メートルを超えるもの	4,520円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに360円を加算した額	5,430円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに420円を加算した額	75,770円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに6,340円を加算した額	90,930円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに7,550円を加算した額	826,180円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに68,960円を加算した額	991,420円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに82,740円を加算した額
葉山港	船舶保管地	4メートル以下のもの	730円	840円	10,600円	12,720円	124,300円	149,180円
		4メートルを超え4.5メートル以下のもの	840円	960円	13,470円	16,240円	147,170円	176,570円
		4.5メートルを超え5メートル以下のもの	960円	1,230円	16,610円	19,970円	181,690円	218,090円
		5メートルを超え5.5メートル以下のもの	1,100円	1,340円	19,730円	23,730円	215,720円	258,870円
		5.5メートルを超え6メートル以下のもの	1,340円	1,600円	22,850円	27,470円	249,860円	299,880円
		6メートルを超え6.5メートル以下のもの	1,470円	1,720円	25,480円	30,600円	278,380円	334,030円
		6.5メートルを超え7メートル以下のもの	1,720円	2,100円	27,240円	32,730円	312,370円	374,920円
		7メートルを超え7.5メートル以下のもの	1,980円	2,350円	32,730円	39,240円	357,780円	429,320円
		7.5メートルを超え8メートル以下のもの	2,230円	2,710円	37,980円	45,620円	414,700円	497,620円
		8メートルを超え8.5メートル以下のもの	2,590円	3,080円	43,230円	51,880円	472,610円	567,150円
		8.5メートルを超え9メートル以下のもの	3,080円	3,720円	52,870円	63,510円	577,030円	692,480円
		9メートルを超え9.5メートル以下のもの	3,360円	3,970円	57,270円	68,760円	624,690円	749,630円

	9.5メートルを超え10メートル以下のもの	3,720円	4,470円	62,490円	74,990円	681,590円	817,910円
	10メートルを超えるもの	3,720円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに250円を加算した額	4,470円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに290円を加算した額	62,490円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに4,660円を加算した額	74,990円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに5,560円を加算した額	681,590円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに50,780円を加算した額	817,910円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに60,950円を加算した額

別表第1の4 駐車場利用料の表中「820円」を「830円」に、「610円」を「620円」に、「1,640円」を「1,670円」に、「3,050円」を「3,100円」に改め、別表第1の6 クレーン利用料の表中「2,780円」を「2,830円」に、「1,730円」を「1,760円」に、「5,210円」を「5,300円」に、「3,260円」を「3,320円」に改め、別表第1の6の2 港湾管理事務所利用料(1) 会議室利用料の表中「1,150円」を「1,160円」に、「1,270円」を「1,280円」に、「720円」を「730円」に、「800円」を「810円」に、「3,290円」を「3,350円」に、「3,630円」を「3,690円」に、「1,650円」を「1,680円」に、「1,820円」を「1,850円」に、「1,100円」を「1,120円」に、「1,210円」を「1,230円」に、「830円」を「840円」に、「910円」を「930円」に改め、別表第1の6の2 港湾管理事務所利用料(3) 船具ロッカー利用料の表中「15,320円」を「15,600円」に、「10,180円」を「10,360円」に、「5,140円」を「5,230円」に改める。

別表第3の1 駐車場利用料金金の表中「830円」を「840円」に、「620円」を「630円」に、「1,650円」を「1,680円」に、「3,100円」を「3,150円」に、「1,030円」を「1,040円」に、「2,060円」を「2,090円」に改め、別表第3の2 港湾管理事務所利用料金(1) 会議室利用料金金の表中「690円」を「700円」に、「780円」を「790円」に、「740円」を「750円」に、「830円」を「840円」に改め、別表第3の2 港湾管理事務所利用料金(2) 設備利用料金イ 会議室設備利用料金金の表中「1,440円」を「1,460円」に改め、別表第3の2 港湾管理事務所利用料金(3) 船具ロッカー利用料金金の表中「13,070円」を「13,310円」に、「6,540円」を「6,660円」に改め、別表第3の3 舟艇上下架装置利用料金金の表中「620円」を「630円」に改める。

(神奈川県海岸占用料等徴収条例の一部改正)

第48条 神奈川県海岸占用料等徴収条例(平成11年神奈川県条例第45号)の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第2項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、附則に次の1項を加える。

(占用料等の徴収に関する規定の読替え)

4 平成31年10月1日以後の海岸保全区域若しくは一般公共海岸区域の占用(占用料を月割りで計算するものにあつては、同日前の日を占用の期間に含むものを除く。)に係る占用料又は海岸保全区域内若しくは一般公共海岸区域内における土石の採取(採取の許可の期間の初日が同日以後であるものに限る。)に係る土石採取料であつて同年4月1日から同年9月30日までの間に地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の規定による納入の通知をするものに関する第2条第1項及び第

2項の規定の適用については、同条第1項中「消費税法」とあるのは「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)第3条の規定による改正後の消費税法」と、「地方税法」とあるのは「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号)第2条の規定による改正後の地方税法」とする。

(神奈川県道路附属物自動車駐車場条例の一部改正)

第49条 神奈川県道路附属物自動車駐車場条例(平成12年神奈川県条例第74号)の一部を次のように改正する。

別表第4中「1,030円」を「1,040円」に、「620円」を「630円」に、「3,090円」を「3,140円」に、「780円」を「790円」に、「1,680円」を「1,710円」に改める。

第10章 教育委員会関係

(神奈川県立のふれあいの村条例の一部改正)

第50条 神奈川県立のふれあいの村条例(平成2年神奈川県条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表中「650円」を「660円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「540円」を「550円」に改める。

第11章 公安委員会関係

(神奈川県警察運転免許センターにおける運転練習及び運転適性検査の手数料の徴収に関する条例の一部改正)

第51条 神奈川県警察運転免許センターにおける運転練習及び運転適性検査の手数料の徴収に関する条例(昭和42年神奈川県条例第37号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「4,050円」を「4,120円」に、「8,550円」を「8,700円」に、「8,950円」を「9,110円」に、「8,300円」を「8,440円」に、「8,700円」を「8,850円」に、「7,850円」を「7,990円」に、「3,700円」を「3,760円」に、「6,250円」を「6,350円」に、「8,100円」を「8,240円」に、「7,650円」を「7,780円」に改め、同表の備考中「2,350円」を「2,390円」に改める。

(神奈川県道路交通法関係手数料条例の一部改正)

第52条 神奈川県道路交通法関係手数料条例(平成12年神奈川県条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項中「2,510円」を「2,520円」に改め、同表6の項中「2,650円」を「2,660円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第4項及び附則第5項の規定 公布の日

(2) 第4条の規定、第16条中神奈川県漁港管理条例附則第1項及び附則第2項に見出しを付する改正規定、同条例附則第3項の前に見出しを付する改正規定並びに同条例の附則に1項を加える改正規定、第19条の規定、第46条中神奈川県都市公園条例附則第1項に見出しを付する改正規定、同条例附則第2項を削る改正規定、同条例附則第3項を同条例附則第2項とし、同項の前に見出しを付し、同条例附則第4項を同条例附則第3項とし、同項の次に1項を加える改正規定及び同条例附則第5項を削る改正規定並びに第48条の規定並びに次項、附則第3項、附則第6項、附則第10項及び附則第11項の規定
平成31年4月1日

(3) 第47条中港湾の設置及び管理等に関する条例附則第1項及び附則第2項に見出しを付する改正規定、同条例附則第3項の改正規定並びに同条例附則第4項を削る改正規定並びに附則第12項から附則第15項までの規定 平成31年5月1日
(神奈川県立公文書館等の使用料に関する経過措置)

2 前項第2号に掲げる規定の施行の日(以下「第2号施行日」という。)からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間に、第1条、第2条、第20条、第21条及び第46条に規定する各条例により設置された施設の施行日以後の利用の申込みがあった場合における当該利用に係る使用料は、これらの規定による改正後の各条例の規定に定める額とする。
(神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター等の使用料に関する経過措置)

3 第2号施行日前に第2条、第20条及び第51条に規定する各条例により設置された施設の施行日以後の利用の申込みを受理しているものに係る使用料等については、これらの規定による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(利用料金に関する経過措置)

4 第3条、第5条から第16条まで、第18条、第44条、第46条、第47条、第49条及び第50条に規定する各条例の規定により指定管理者の指定を受けたものは、施行日前においても、施行日以後の当該各条例により設置された施設の利用に係る利用料金について、これらの規定による改正後の各条例の規定の例により、当該各条例の規定に基づく知事又は神奈川県教育委員会の承認を得ることができる。

5 第3条、第5条から第14条まで、第46条及び第50条に規定する各条例により設置された施設の利用に係る利用料金について前項の承認を得た場合においては、当該承認を得た日の翌日から施行日の前日までの間に同項の承認を得た期間に係る利用の申込みがあったときは、当該利用に係る利用料金は、同項の規定による知事又は神奈川県教育委員会の承認を得た額とする。
(甲種漁港施設の利用料に関する経過措置)

6 施行日以後の甲種漁港施設の利用に係る利用料であって第2号施行日から施行日の前日までの間に地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の規定による納入の通知をするもの(利用料を月割りで算定する場合における同日以前の日を含むもの及び城ヶ島大橋渡橋料を除く。)は、第16条の規定による改正後の神奈川県漁港管理条例別表第2に定める額とする。この場合においては、利用料が年額で定められている停係泊に係る利用

料は、利用の期間が1年であるものについても月割りで算定する。

(城ヶ島大橋渡橋料に関する経過措置)

7 施行日以後の城ヶ島大橋の利用であって、施行日前に利用券を発行したものに係る城ヶ島大橋渡橋料については、第16条の規定による改正後の神奈川県漁港管理条例別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(産業廃棄物の処分に係る手数料に関する経過措置)

8 施行日前に搬入された産業廃棄物の処分に係る手数料については、第17条の規定による改正後の神奈川県産業廃棄物の処分に係る手数料徴収条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(許可等の手数料に関する経過措置)

9 この条例の施行の際現に申請書等を受理しているものに係る手数料については、第22条から第28条まで、第30条、第31条、第34条から第42条まで、第45条及び第52条の規定による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(入学料等に関する経過措置)

10 第2号施行日から施行日の前日までの間に、第29条、第32条及び第33条に規定する各条例の規定による施行日以後の入学又は転入学の手続をした場合における当該入学又は転入学に係る入学料は、これらの規定による改正後の各条例の規定に定める額とする。

11 第2号施行日から施行日の前日までの間に施行日以後の入学選抜の入学願書を提出し、又は入学、聴講若しくは受講の手続をした場合における当該入学選抜に係る入学検定料、入学に係る入学料、聴講に係る聴講料又は受講に係る受講料は、第43条の規定による改正後の神奈川県立産業技術短期大学校条例別表第1に定める額とする。

(港湾の施設の利用料等に関する経過措置)

12 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日(以下「第3号施行日」という。)前に港湾の施設の利用の申込みを受理しているものに係る利用料については、第47条の規定による改正後の港湾の設置及び管理等に関する条例別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

13 第3号施行日から施行日の前日までの間に施行日以後の港湾の施設の利用の申込みがあった場合における当該利用に係る利用料(利用料が月額で定められているもの及び次項の規定により利用料を月割りで計算するものにあつては、施行日前の日を含む月のものを除く。)は、第47条の規定による改正後の港湾の設置及び管理等に関する条例別表第1に定める額とする。

14 前項に規定する場合において、利用の期間が1箇年である係留料、陸置料及び船具ロッカー利用料は、月割りで計算する。

15 港湾の施設の利用に係る利用料金について附則第4項の承認を得た場合において、第3号施行日から施行日の前日までの間に同項の承認を得た期間に係る利用の申込みがあったときは、当該利用に係る利用料金は、同項の規定による知事の承認を得た額とする。

(運転練習手数料に関する経過措置)

16 施行日前の自動車の運転の練習に係る手数料については、第

51条の規定による改正後の神奈川県警察運転免許センターにおける運転練習及び運転適性検査の手数料の徴収に関する条例別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県条例第19号

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

神奈川県手数料条例(平成12年神奈川県条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表の2 暮らし安全防災局関係の表1の項中「8万5,150円」を「8万5,250円」に改め、同表2の項中「7万3,160円」を「7万3,260円」に改め、同表3の項(1)中「3万6,160円」を「3万6,260円」に改め、同項(2)中「2万5,160円」を「2万5,260円」に改め、同表4の項(1)中「7万8,160円」を「7万8,260円」に改め、同項(2)中「6万1,160円」を「6万1,260円」に改める。

別表の4 環境農政局関係の表22の項(1)中「1万8,080円」を「1万8,130円」に改め、同項(2)中「3万5,170円」を「3万5,280円」に改め、同表37の項(1)中「3万7,100円」を「3万7,160円」に改め、同項(2)中「2万6,100円」を「2万6,160円」に改め、同表45の項(2)中「1,220円」を「1,230円」に改め、同表46の項中「680円」を「690円」に改め、同表47の項(1)イ中「860円」を「870円」に改め、同項(1)エ、(2)及び3中「1,130円」を「1,150円」に改め、同表54の項及び55の項中「7,980円」を「8,030円」に改め、同表88の2の項中「2万5,100円」を「2万5,160円」に改め、同表88の3の項中「1万9,100円」を「1万9,160円」に改め、同表92の項(1)ア中「2,730円」を「2,780円」に改め、同項(1)イ中「2,860円」を「2,910円」に改め、同項(1)ウ中「2,490円」を「2,530円」に改め、同項(1)エ中「2,360円」を「2,400円」に改め、同項(1)オ中「2,760円」を「2,810円」に改め、同項(1)カ中「2,160円」を「2,200円」に改め、同項(1)キ中「2,750円」を「2,800円」に改め、同項(1)ク中「3,580円」を「3,640円」に改め、同項(1)ケ中「4,540円」を「4,620円」に改め、同項(1)コ中「6,340円」を「6,450円」に改め、同項(1)サからスマまでの規定中「5,860円」を「5,960円」に改め、同項(1)セ中「5,980円」を「6,090円」に改め、同項(1)ソ及びタ中「5,830円」を「5,930円」に改め、同項(1)チ中「5,530円」を「5,630円」に改め、同項(1)ツ中「4,840円」を「4,920円」に改め、同項(1)テ中「2,300円」を「2,340円」に改め、同項(1)ト中「2,720円」を「2,770円」に改め、同項(1)ナ中「2,770円」を「2,820円」に改め、同項(1)ニ中「4,130円」を「4,200円」に改め、同項(1)ヌ中「1,240円」を「1,260円」に改め、同項(1)ネ中「870円」を「880円」に改め、同項(1)ノ中「2,430円」を「2,470円」に改め、同項(2)中「720円」を「730円」に改め、同表93の項中「1,080円」を「1,100円」に改め、同表94の項中「2,160円」を「2,200円」に改め、同表95の項中「2万3,800円」を「2万4,240円」に改め、同表96の項中「2万340円」を「2万710円」に改め、同表98の項(1)中「560円」を「570円」に改め、同項(2)中「1,130円」を「1,150円」に改め、同項(3)中「780円」を

「790円」に改め、同項(5)中「590円」を「600円」に改め、同項(7)中「970円」を「980円」に改め、同項(10)中「850円」を「860円」に改め、同項(11)中「970円」を「980円」に改め、同項(12)中「1,100円」を「1,120円」に改め、同項(13)中「1,130円」を「1,150円」に改め、同項(14)中「610円」を「620円」に改め、同項(15)中「2,050円」を「2,080円」に改め、同項(16)中「1,030円」を「1,040円」に改め、同項(18)中「6,100円」を「6,210円」に改め、同項(19)中「8,100円」を「8,250円」に改め、同表99の項(1)中「620円」を「630円」に改め、同項(2)中「1,920円」を「1,950円」に改め、同項(3)中「1,230円」を「1,250円」に改める。

別表の6 健康医療局関係の表11の項中「13万890円」を「13万1,480円」に改め、同表11の3の項中「2万4,060円」を「2万4,100円」に改め、同表12の項中「12万870円」を「12万1,450円」に改め、同表12の2の項中「11万920円」を「11万1,530円」に改め、同表12の4の項中「2万4,060円」を「2万4,100円」に改め、同表12の5の項中「3万5,060円」を「3万5,100円」に改め、同表12の8の項中「2万4,060円」を「2万4,100円」に改め、同表13の項中「3万5,060円」を「3万5,100円」に改め、同表14の項中「5万40円」を「5万60円」に改め、同表31の項中「4万1,200円」を「4万1,330円」に改め、同表32の項中「1万8,090円」を「1万8,150円」に改め、同表33の項中「1万1,060円」を「1万1,100円」に改め、同表34の項中「4万3,350円」を「4万3,580円」に改め、同表35の項中「2万2,160円」を「2万2,260円」に改め、同表36の項中「1万6,100円」を「1万6,170円」に改め、同表69の項中「8万420円」を「8万700円」に改め、同表70の項及び71の項中「8,220円」を「8,230円」に改め、同表72の項中「6万1,410円」を「6万1,680円」に改め、同表74の項中「6,120円」を「6,130円」に改め、同表82の項中「15万6,700円」を「15万6,900円」に改め、同表83の項中「14万100円」を「14万300円」に改め、同表84の項中「8万8,000円」を「8万8,100円」に改め、同表85の項中「6万3,100円」を「6万3,200円」に改め、同表90の項中「11万9,400円」を「11万9,600円」に改め、同表91の項中「10万2,700円」を「10万2,900円」に改め、同表92の項中「6万3,100円」を「6万3,200円」に改め、同表93の項中「4万6,100円」を「4万6,200円」に改め、同表98の項(1)中「9万4,200円」を「9万4,300円」に改め、同項(2)中「9万100円」を「9万200円」に改め、同項(3)中「4万8,600円」を「4万8,700円」に改め、同表100の項(1)中「6万1,000円」を「6万1,100円」に改め、同項(2)中「4万4,400円」を「4万4,500円」に改め、同項(3)中「3万4,000円」を「3万4,100円」に改め、同表101の項(1)中「4万4,400円」を「4万4,500円」に改め、同項(2)中「3万4,000円」を「3万4,100円」に改め、同表104の項(1)中「6万5,200円」を「6万5,300円」に改め、同項(2)中「6万2,100円」を「6万2,200円」に改め、同項(3)中「3万3,000円」を「3万3,100円」に改め、同表106の項(1)中「4万3,400円」を「4万3,500円」に改め、同項(2)中「3万900円」を「3万1,000円」に改め、同項(3)中「2万3,700円」を「2万3,800円」に改め、同表107の項(1)中「3万900円」を「3万1,000円」に改め、同項(2)中「2万3,700円」を「2万3,800円」に改め、同表109の項(1)中「8万1,800円」を「8万1,900円」に改め、同項(2)中「7万8,700円」を「7万8,800円」に改め、同項(3)中「4万1,300円」を「4万

<p>1,400円)に改め、同表111の項(1)中「5万1,700円」を「5万1,800円」に改め、同項(2)中「3万7,100円」を「3万7,200円」に改め、同項(3)中「2万9,900円」を「3万円」に改め、同表112の項(1)中「3万7,100円」を「3万7,200円」に改め、同項(2)中「2万9,900円」を「3万円」に改め、同表118の項(1)中「6万3,900円」を「6万4,000円」に改め、同項(2)中「4万800円」を「4万900円」に改め、同項(3)及び(4)中「1万8,300円」を「1万8,400円」に改め、同表119の項(1)中「6万3,900円」を「6万4,000円」に改め、同項(2)中「4万800円」を「4万900円」に改め、同項(3)及び(4)中「1万8,300円」を「1万8,400円」に改め、同表121の項(1)中「12万3,300円」を「12万3,400円」に改め、同項(2)中「8万8,500円」を「8万8,600円」に改め、同項(3)及び(4)中「4万4,400円」を「4万4,500円」に改め、同表122の項(1)中「12万3,300円」を「12万3,400円」に改め、同項(2)中「8万8,500円」を「8万8,600円」に改め、同項(3)及び(4)中「4万4,400円」を「4万4,500円」に改め、同表127の2の項中「15万6,700円」を「15万6,900円」に改め、同表127の3の項中「14万100円」を「14万300円」に改め、同表127の4の項中「9万8,400円」を「9万8,500円」に改め、同表127の5の項中「14万100円」を「14万300円」に改め、同表127の6の項中「11万9,400円」を「11万9,600円」に改め、同表127の7の項中「10万2,700円」を「10万2,900円」に改め、同表127の8の項中「7万3,500円」を「7万3,600円」に改め、同表127の9の項中「10万2,700円」を「10万2,900円」に改め、同表127の10の項及び127の11の項中「3万8,000円」を「3万8,100円」に改め、同表127の12の項及び127の13の項中「2万9,000円」を「2万9,100円」に改め、同表127の14の項中「15万6,700円」を「15万6,900円」に改め、同表127の15の項中「11万9,400円」を「11万9,600円」に改め、同表133の2の項中「1万4,200円」を「1万4,300円」に改め、同表136の項中「9万100円」を「9万200円」に改め、同表137の項中「6万2,100円」を「6万2,200円」に改め、同表139の項(1)中「6万3,900円」を「6万4,000円」に改め、同項(2)中「4万800円」を「4万900円」に改め、同項(3)及び(4)中「1万8,300円」を「1万8,400円」に改め、同表140の項(1)中「6万3,900円」を「6万4,000円」に改め、同項(2)中「4万800円」を「4万900円」に改め、同項(3)及び(4)中「1万8,300円」を「1万8,400円」に改め、同表142の項(1)中「12万3,300円」を「12万3,400円」に改め、同項(2)中「8万8,500円」を「8万8,600円」に改め、同項(3)及び(4)中「4万4,400円」を「4万4,500円」に改め、同表143の項(1)中「12万3,300円」を「12万3,400円」に改め、同項(2)中「8万8,500円」を「8万8,600円」に改め、同項(3)及び(4)中「4万4,400円」を「4万4,500円」に改め、同表144の項(1)中「3万4,000円」を「3万4,100円」に改め、同項(2)及び(3)中「1万8,300円」を「1万8,400円」に改め、同表144の2の項(1)中「5万4,100円」を「5万4,200円」に改め、同項(2)中「3万4,000円」を「3万4,100円」に改め、同項(3)及び(4)中「1万8,300円」を「1万8,400円」に改め、同表148の項中「9,430円」を「9,450円」に改め、同表151の項から157の項までの規定中「3万5,040円」を「3万5,060円」に改め、同表158の項中「4万5,040円」を「4万5,060円」に改め、同表160の項中「1万9,010円」を「1万9,020円」に改め、同表161の項中「1万20円」を「1万30円」に改め、同表161の2の項中「15万円」を「15万90円」に</p>	<p>改め、同表161の3の項中「9万円」を「9万20円」に改める。</p> <p>別表の8 県土整備局関係の表39の項(1)中「73万4,920円」を「73万5,470円」に改め、同項(2)中「73万4,920円」を「73万5,470円」に、「14万9,960円」を「15万70円」に改め、同表41の3の項(3)ア中「17万1,480円」を「17万4,600円」に、「11万8,560円」を「12万700円」に改め、同項(3)イ中「22万8,720円」を「23万2,900円」に、「14万7,720円」を「15万400円」に改め、同項(3)ウ中「26万2,200円」を「26万7,000円」に、「16万1,760円」を「16万4,700円」に改め、同項(3)エ中「34万6,440円」を「35万2,800円」に、「20万4,960円」を「20万8,700円」に改め、同項(3)オ中「63万6,960円」を「64万8,700円」に、「34万7,520円」を「35万3,900円」に改め、同表44の項(3)ア(ア)中「17万1,480円」を「17万4,600円」に、「11万8,560円」を「12万700円」に改め、同項(3)ア(イ)中「22万8,720円」を「23万2,900円」に、「14万7,720円」を「15万400円」に改め、同項(3)ア(ウ)中「26万2,200円」を「26万7,000円」に、「16万1,760円」を「16万4,700円」に改め、同項(3)ア(エ)中「34万6,440円」を「35万2,800円」に、「20万4,960円」を「20万8,700円」に改め、同項(3)ア(オ)中「63万6,960円」を「64万8,700円」に、「34万7,520円」を「35万3,900円」に改め、同表51の項(3)ア(ア)中「17万1,480円」を「17万4,600円」に、「11万8,560円」を「12万700円」に改め、同項(3)ア(イ)中「22万8,720円」を「23万2,900円」に、「14万7,720円」を「15万400円」に改め、同項(3)ア(ウ)中「26万2,200円」を「26万7,000円」に、「16万1,760円」を「16万4,700円」に改め、同項(3)ア(エ)中「34万6,440円」を「35万2,800円」に、「20万4,960円」を「20万8,700円」に改め、同項(3)ア(オ)中「63万6,960円」を「64万8,700円」に、「34万7,520円」を「35万3,900円」に改め、同表58の項(3)ア(ア)中「17万1,480円」を「17万4,600円」に、「11万8,560円」を「12万700円」に改め、同項(3)ア(イ)中「22万8,720円」を「23万2,900円」に、「14万7,720円」を「15万400円」に改め、同項(3)ア(ウ)中「26万2,200円」を「26万7,000円」に、「16万1,760円」を「16万4,700円」に改め、同項(3)ア(エ)中「34万6,440円」を「35万2,800円」に、「20万4,960円」を「20万8,700円」に改め、同項(3)ア(オ)中「63万6,960円」を「64万8,700円」に、「34万7,520円」を「35万3,900円」に改め、同表に次のように加える。</p> <table border="1" data-bbox="821 1489 1495 2132"> <tr> <td data-bbox="821 1489 1061 2132"> <p>64 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)第10条第1項の規定に基づく特定所有者不明土地の使用権等の取得の裁定の申請(国又は県(他の法令により土地収用法第125条第1項ただし書に規定する国又は県とみなされる者を含む。)からの申請を除く。次項及び66の項において同じ。)に対する審査</p> </td> <td data-bbox="1061 1489 1236 2132"> <p>地域福利増進事業における土地 使用権等の裁定 申請手数料</p> </td> <td data-bbox="1236 1489 1495 2132"> <p>次に掲げる損失の補償金の見積額の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 10万円以下の場合 2万7,000円</p> <p>(2) 10万円を超え100万円以下の場合 2万7,000円に損失の補償金の見積額の10万円を超える部分が5万円に達するごとに2,700円を加えた金額</p> <p>(3) 100万円を超え500万円以下の場合 7万5,600円に損失の補償金の見積額の100万円を超える部分が10万円に達するごとに3,400円を加えた金</p> </td> </tr> </table>	<p>64 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)第10条第1項の規定に基づく特定所有者不明土地の使用権等の取得の裁定の申請(国又は県(他の法令により土地収用法第125条第1項ただし書に規定する国又は県とみなされる者を含む。)からの申請を除く。次項及び66の項において同じ。)に対する審査</p>	<p>地域福利増進事業における土地 使用権等の裁定 申請手数料</p>	<p>次に掲げる損失の補償金の見積額の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 10万円以下の場合 2万7,000円</p> <p>(2) 10万円を超え100万円以下の場合 2万7,000円に損失の補償金の見積額の10万円を超える部分が5万円に達するごとに2,700円を加えた金額</p> <p>(3) 100万円を超え500万円以下の場合 7万5,600円に損失の補償金の見積額の100万円を超える部分が10万円に達するごとに3,400円を加えた金</p>
<p>64 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)第10条第1項の規定に基づく特定所有者不明土地の使用権等の取得の裁定の申請(国又は県(他の法令により土地収用法第125条第1項ただし書に規定する国又は県とみなされる者を含む。)からの申請を除く。次項及び66の項において同じ。)に対する審査</p>	<p>地域福利増進事業における土地 使用権等の裁定 申請手数料</p>	<p>次に掲げる損失の補償金の見積額の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 10万円以下の場合 2万7,000円</p> <p>(2) 10万円を超え100万円以下の場合 2万7,000円に損失の補償金の見積額の10万円を超える部分が5万円に達するごとに2,700円を加えた金額</p> <p>(3) 100万円を超え500万円以下の場合 7万5,600円に損失の補償金の見積額の100万円を超える部分が10万円に達するごとに3,400円を加えた金</p>		

		額 (4) 500万円を超え2,000万円以下の場合 21万1,600円に損失の補償金の見積額の500万円を超える部分が100万円に達するごとに3,500円を加えた金額 (5) 2,000万円を超え1億円以下の場合 26万4,100円に損失の補償金の見積額の2,000万円を超える部分が400万円に達するごとに4,800円を加えた金額 (6) 1億円を超える場合 36万100円
65 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第19条第1項の規定に基づく特定所有者不明土地等の使用権の存続期間の延長の裁定の申請に対する審査	地域福利増進事業における土地等使用権の延長裁定申請手数料	前項の右欄に掲げる損失の補償金の見積額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の額
66 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第27条第1項又は第37条第1項の規定に基づく特定所有者不明土地の収用又は使用の裁定の申請に対する審査	特定所有者不明土地の収用又は使用の裁定申請手数料	64の項の右欄に掲げる損失の補償金の見積額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、別表の8 県土整備局関係の表に加える改正規定は、同年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に申請書等の受理をしているものに係る手数料(改正後の別表の8 県土整備局関係の表64の項から66の項までに掲げるものを除く。)については、なお従前の例による。

神奈川県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第20号

神奈川県県税条例の一部を改正する条例

神奈川県県税条例(昭和45年神奈川県条例第26号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表6の項を次のように改める。

6 自動車取得税に関する事務(県内に住所又は事務所若しくは事業所を	東京都のうち大田区その他の区域で規則で定めるものの区域内のもの	神奈川県川崎県税事務所
-----------------------------------	---------------------------------	-------------

有しない者に係る自動車取得税に係る事務で規則で定めるものに限る。)及び自動車税に関する事務(県内に住所又は事務所若しくは事業所を有しない者に係る自動車税に係る事務で規則で定めるものに限る。)	東京都のうち世田谷区その他の区域で規則で定めるものの区域内のもの 東京都のうち町田市その他の区域で規則で定めるものの区域内のもの 東京都を除く県外の区域内のもの	神奈川県高津県税事務所 神奈川県相模原県税事務所 神奈川県自動車税管理事務所
---	--	--

附 則

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
2 神奈川県県税条例の一部を改正する条例(平成29年神奈川県条例第76号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表2の項を改め、同表6の項及び7の項を削り、同表8の項を同表6の項とし、同表9の項を同表7の項とし、同項の次に次のように加える改正規定中

東京都を除く県外の区域内のもの	神奈川県緑県税事務所	を
東京都のうち大田区その他の区域で規則で定めるものの区域内のもの	神奈川県川崎県税事務所	

東京都のうち大田区その他の区域で規則で定めるものの区域内のもの	神奈川県川崎県税事務所	に、
---------------------------------	-------------	----

東京都のうち町田市その他の区域で規則で定めるものの区域内のもの	神奈川県相模原県税事務所	を
---------------------------------	--------------	---

東京都のうち町田市その他の区域で規則で定めるものの区域内のもの	神奈川県相模原県税事務所	に
東京都を除く県外の区域内のもの	神奈川県自動車税管理事務所	を

改める。

企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第21号

企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例

企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例(平成16年神奈川県条例第62号)の一部を次のように改正する。

第3条中「平成31年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

神奈川県文化芸術振興条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第22号

神奈川県文化芸術振興条例の一部を改正する条例

神奈川県文化芸術振興条例（平成20年神奈川県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 7 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

神奈川県立相模湖漕艇場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第23号

神奈川県立相模湖漕艇場条例の一部を改正する条例

神奈川県立相模湖漕艇場条例（昭和38年神奈川県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「(以下「漕艇場」という。)」を削る。

第2条中「シエル」を「シェル」に、「ナツクル」を「ナックル」に、「カヤツク」を「カヤック」に改める。

第3条中「漕艇場」を「神奈川県立相模湖漕艇場（以下「漕艇場」という。）」に改める。

第4条第2項を次のように改める。

- 2 コースは、次の各号に掲げるコースの区分に応じ、当該各号に定めるところにより相模湖に設ける。

(1) レースコース 長さ2,100メートル及び幅91メートル

(2) 回航コース レースコースの片側幅15メートル

第5条中「者(」を「もの(」に改める。

第6条第1項中「者は」を「ものは」に改める。

第7条各号列記以外の部分中「者を」を「ものを」に改め、同条第6号中「者」を「もの」に改める。

別表中「3,020円」を「3,070円」に、「31,370円」を「31,950円」に、「4,250円」を「4,320円」に、「46,510円」を「47,370円」に、「590円」を「600円」に、「940円」を「950円」に、「1,190円」を「1,210円」に、「1,410円」を「1,430円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条から第3条まで及び第5条から第7条までの改正規定並びに次項及び附則第3項の規定 公布の日

(2) 別表の改正規定 平成31年10月1日

- 2 神奈川県立相模湖漕艇場条例第7条の規定により指定管理者の指定を受けたものは、前項第2号に掲げる改正規定の施行の日前においても、同日以後の神奈川県立相模湖漕艇場の利用に係る利用料金について、改正後の別表の規定の例により、同条

例第14条第2項の規定による知事の承認を得ることができる。

- 3 前項の場合において、当該承認を得た日の翌日から附則第1項第2号に掲げる改正規定の施行の日の前日までの間に前項の承認を得た期間に係る利用の申込みがあったときは、当該利用に係る利用料金は、同項の規定による知事の承認を得た額とする。

神奈川県立体育センター及び神奈川県立西湘地区体育センターに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第24号

神奈川県立体育センター及び神奈川県立西湘地区体育センターに関する条例の一部を改正する条例

神奈川県立体育センター及び神奈川県立西湘地区体育センターに関する条例（昭和40年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

神奈川県立スポーツセンター及び神奈川県立西湘スポーツセンター条例

第1条中「神奈川県立体育センター及び神奈川県立西湘地区体育センター」を「神奈川県立スポーツセンター及び神奈川県立西湘スポーツセンター」に改める。

第2条中「体育の振興を図り、県民の心身の健全な発達」を「スポーツを推進し、県民の誰もが生涯にわたりスポーツを楽しみ、もつて県民の心身の健全な発達、健康で明るく豊かな生活及び活力ある地域社会の実現」に、「県立の体育センター」を「県立のスポーツセンター」に改め、同条の表中「神奈川県立体育センター」を「神奈川県立スポーツセンター」に、「県立体育センター」を「県立スポーツセンター」に、「神奈川県立西湘地区体育センター」を「神奈川県立西湘スポーツセンター」に、「県立西湘地区体育センター」を「西湘スポーツセンター」に改める。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第4条中「県立西湘地区体育センター」を「西湘スポーツセンター」に、「者(」を「もの(」に改める。

第5条第1項中「者は」を「ものは」に改める。

第6条各号列記以外の部分中「県立西湘地区体育センター」を「西湘スポーツセンター」に、「者を」を「ものを」に改め、同条第6号中「者」を「もの」に改める。

第10条第1項中「県立の体育センター」を「県立のスポーツセンター」に、「県立西湘地区体育センター」を「西湘スポーツセンター」に改め、同条第2項第1号及び第3号中「県立の体育センター」を「県立のスポーツセンター」に改める。

第11条第1項中「県立体育センター」を「スポーツセンター」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、駐車場使用料については、利用者は、当該利用が終了した後、速やかに、精算し納付しなければならない。

第12条第1号及び第2号中「体育行事」を「スポーツ行事」に

改める。

第13条中「県立体育センター」を「スポーツセンター」に改める。

第14条第1項及び第16条中「県立西湘地区体育センター」を「西湘スポーツセンター」に改める。

第17条及び第18条中「県立の体育センター」を「県立のスポーツセンター」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第11条関係)

1 スポーツアリーナ1

区 分		単 位	使用料の額			
メ イ ン フ ロ ア	全	1 時 間	3,400円			
	半	同	1,700円			
	4 分 の 1	同	900円			
サ	ブ	フ	ロ	ア	同	700円
会	議	室	1	同	200円	
会	議	室	2	同	200円	
研	修	室	1	同	200円	
研	修	室	2	同	200円	
研	修	室	3	同	300円	
放 送 設 備	メ イ ン フ ロ ア	同	400円			
	サ	ブ	フ	ロ	ア	同
冷 房 設 備	メ イ ン フ ロ ア	同	4,200円			
	サ	ブ	フ	ロ	ア	同
暖 房 設 備	メ イ ン フ ロ ア	同	6,200円			
	サ	ブ	フ	ロ	ア	同
照 明 設 備	メ イ ン フ ロ ア	全	同	2,400円		
		半	同	1,200円		
		4 分 の 1	同	600円		
	サ	ブ	フ	ロ	ア	同

2 スポーツアリーナ2

区 分		単 位	使用料の額											
メ イ ン フ ロ ア	全	1 時 間	5,000円											
	半	同	2,500円											
多	目	的	フ	ロ	ア	1	同	800円						
多	目	的	フ	ロ	ア	2	同	1,000円						
ボ	ク	シ	ン	グ	フ	ロ	ア	同	1,500円					
フ	ェ	ン	シ	ン	グ	フ	ロ	ア	同	1,500円				
ウ	ェ	イ	ト	リ	フ	テ	ィ	ン	グ	フ	ロ	ア	同	1,500円
控	室	1	同	400円										
控	室	2	同	400円										
プ	ー	ル	一	般	1 人 1 回	600円								
					1 人 1 月	6,000円								
			65 歳 以 上	1 人 1 回	500円									
				1 人 1 月	5,000円									
			小 学 生 (義 務 教 育 学 校 の 前 期 課 程 に 在 学 す る 者 を 含 む 。 以 下 同 じ 。) 、 中 学 生 (義 務 教 育 学 校 の 後 期 課 程 及 び 中 等 教 育 学 校 の 前 期 課 程 に 在 学 す る 者 を 含 む 。 以 下 同 じ 。) 及 び 高 校 生 (中 等 教 育 学 校 の 後 期 課 程 に 在 学 す る 者 を 含 む 。 以 下 同 じ 。)	1 人 1 回	300円									
				1 人 1 月	3,000円									
			専 用 利 用	全	面	1 時 間	12,000円							

6 宿泊棟

区 分			単 位	使用料の額	
宿 泊 室 1	室	一 般	2 名 以 下	1 人 1 泊	3,000円
			3 名 以 上	同	2,000円
			小 学 生、中 学 生 及 び 高 校 生	同	1,500円
			学 齢 に 達 し な い 者	同	800円

7 グリーンハウス

区 分		単 位	使用料の額
ミ ー テ ィ ン グ ル ーム 1	1	時 間	200円
ミ ー テ ィ ン グ ル ーム 2	同		400円
ラ ウ ン ジ	専 用 利 用	同	1,600円

備考 ラウンジは、専用利用以外の利用は無料とする。

8 駐車場

区 分	単 位		使用料の額
普 通 自 動 車	1時間を超える場合	1 台 最 初 の 1 時 間	300円
		1 台 最 初 の 1 時 間 を 超 え る 時 間 30 分 ま で ご と	100円
	1 台 1 日 に お け る 駐 車 時 間 が 5 時 間 を 超 え る 場 合		1,000円
大 型 自 動 車	1時間を超える場合	1 台 最 初 の 1 時 間	900円
		1 台 最 初 の 1 時 間 を 超 え る 時 間 30 分 ま で ご と	300円
	1 台 1 日 に お け る 駐 車 時 間 が 5 時 間 を 超 え る 場 合		3,000円
原 動 機 付 自 転 車 及 び 二 輪 自 動 車	1時間を超える場合	1 台 1 時 間	100円
	1 台 1 日 に お け る 駐 車 時 間 が 5 時 間 を 超 え る 場 合		500円
自 転 車	1時間を超える場合	1 台 最 初 の 8 時 間	100円
		1 台 最 初 の 8 時 間 を 超 え る 時 間 8 時 間 ま で ご と	100円
	1 台 1 日 に お け る 駐 車 時 間 が 17 時 間 を 超 え る 場 合		300円

- 備考 1 普通自動車とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（同法第3条の小型自動車及び軽自動車のうち二輪のもの（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）でその附帯器具を含めた高さが2.5メートル未満のものをいい、大型自動車とは、同項に規定する自動車でその附帯器具を含めた高さが2.5メートル以上のものをいう。
- 2 原動機付自転車とは、道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車をいい、二輪自動車とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。
- 3 自転車とは、道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- 4 駐車場は、1時間以下の利用は無料とする。

別表第2中「体育館」を「メインフロア」に、「1,290円」を「1,310円」に、「650円」を「660円」に、「700円」を「710円」に、「2,060円」を「2,090円」に、「2,120円」を「2,150円」に、「1,060円」を「1,080円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成32年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第4条の改正規定（「県立西湘地区体育センター」を「西湘スポーツセンター」に改める部分を除く。）、第5条第1項の改正規定及び第6条の改正規定（「県立西湘地区体育センター」を「西湘スポーツセンター」に改める部分を除く。）並びに附則第3項及び第4項の規定 公布の日
- (2) 別表第2の改正規定（「体育館」を「メインフロア」に改める部分を除く。）及び次項の規定 平成31年10月1日 (準備行為)

2 この条例による改正後の神奈川県立スポーツセンター及び神奈川県立西湘スポーツセンター条例（以下「新条例」という。）第10条に規定する知事の承認その他の神奈川県立スポーツセンターの管理に関し必要な行為は、新条例第10条から第13条まで及び別表第1の規定の例により、この条例の施行の日前においても行うことができる。

3 この条例による改正前の神奈川県立体育センター及び神奈川県立西湘地区体育センターに関する条例（以下「旧条例」という。）第6条の規定により指定管理者の指定を受けたものは、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前においても、同日以後の神奈川県立西湘地区体育センターの利用に係る利用料金について、新条例別表第2の規定の例により、旧条例第14条第2項の規定による知事の承認を得ることができる。

4 前項の場合において、当該承認を得た日の翌日から附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に前項の承認を得た期間に係る利用の申込みがあったときは、当該利用に係る

る利用料金は、同項の規定による知事の承認を得た額とする。

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第25号

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第58条の3第1項ただし書中「生活環境を保全するために必要な措置として規則で定める措置が講じられている」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項に規定する要措置区域又は同法第11条第2項に規定する形質変更時要届出区域内において行う埋立て等
- (2) 土壤汚染対策法第18条第1項第2号又は第3号に規定する土地の形質の変更として行う埋立て等
- (3) 土壤汚染対策法第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設において行う埋立て等
- (4) 汚染土壌の除去、拡散の防止その他の措置又は汚染土壌の処理若しくは保管を適正に行うために必要な埋立て等で規則で定めるもの

第59条第3項ただし書中「(平成14年法律第53号)」を削る。

別表第2の備考を次のように改める。

備考 10・15モードによる測定とは自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則（平成4年総理府令第53号）別表第1の備考2に規定する10・15モードによる測定を、ディーゼル自動車用13モードによる測定とは同表の備考6に規定するディーゼル自動車用13モードによる測定をいう。

別表第3中「又は同法第75条の2第1項の規定による型式の指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置（装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）第2条第9号に規定する一酸化炭素等発散防止装置をいう。）を備えた特定自動車」を削り、「同法第75条第1項」を「同項」に改め、「指定を受けたものを除く。」の次に「又は同法第75条の2第1項の規定による型式の指定を受けた特定共通構造部（排気管から大気中に排出される排出物に含まれる粒子状物質を減少させる装置を含むものに限る。）若しくは同法第75条の3第1項の規定による型式の指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた特定自動車」を加える。

別表第4の3中「K2270」を「K2270-1又はK2270-2」に、「K2280」を「K2280-4又はK2280-5」に、「K2541」を「K2541-1、K2541-2、K2541-3、K2541-4、K2541-6又はK2541-7」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第2から別表第4までの改正規定は、公布の日から施行する。

介護保険法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第26号

介護保険法施行条例の一部を改正する条例

介護保険法施行条例（平成12年神奈川県条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表1の項中「700円」を「1,800円」に改め、同表2の項中「8,090円」を「1万2,000円」に改め、同表3の項中「6万円」を「6万390円」に改め、同表4の項中「2,840円」を「2,860円」に改め、同表5の項中「1,830円」を「1,850円」に改め、同表6の項中「1,740円」を「1,760円」に改め、同表7の項中「4万2,000円」を「4万2,700円」に改め、同表8の項中「2,840円」を「2,860円」に改め、同表9の項(1)中「4万2,000円」を「4万2,700円」に改め、同項(2)ア中「4万3,000円」を「4万3,200円」に改め、同項(2)イ中「3万2,000円」を「3万2,200円」に改め、同表10の項(1)中「3万50円」を「3万80円」に改め、同項(2)中「2万50円」を「2万80円」に改め、同項(3)中「2万30円」を「2万50円」に改め、同表11の項中「1万30円」を「1万50円」に改め、同表12の項中「4万5,050円」を「4万5,080円」に改め、同表13の項中「2万5,030円」を「2万5,050円」に改め、同表14の項中「6万3,050円」を「6万3,080円」に改め、同表15の項中「3万3,050円」を「3万3,080円」に改め、同表16の項中「2万5,030円」を「2万5,050円」に改め、同表17の項中「6万3,050円」を「6万3,080円」に改め、同表18の項中「3万3,050円」を「3万3,080円」に改め、同表19の項中「2万5,030円」を「2万5,050円」に改め、同表20の項(1)中「1万5,050円」を「1万5,080円」に改め、同項(2)中「1万50円」を「1万80円」に改め、同項(3)中「1万30円」を「1万50円」に改め、同表21の項中「1万30円」を「1万50円」に改め、同表22の項(1)中「5,680円」を「5,730円」に改め、同項(2)中「6,380円」を「6,430円」に改め、同表23の項(1)中「2万970円」を「2万1,080円」に改め、同項(2)中「2万870円」を「2万980円」に改め、同項(3)中「2万1,570円」を「2万1,680円」に改め、同項(4)中「2万5,570円」を「2万5,680円」に改め、同項(5)中「2万1,070円」を「2万1,180円」に改め、同項(6)中「2万2,870円」を「2万2,980円」に改め、同項(7)中「2万3,570円」を「2万3,680円」に改め、同項(8)中「2万3,670円」を「2万3,780円」に改め、同項(9)中「2万3,170円」を「2万3,280円」に改め、同項(10)中「2万4,070円」を「2万4,180円」に改め、同項(11)中「2万3,270円」を「2万3,380円」に改め、同項(12)中「2万470円」を「2万580円」に改め、同項(13)中「2万3,070円」を「2万3,180円」に改め、同項(14)中「2万1,370円」を「2万1,480円」に改め、同項(15)中「2万1,570円」を「2万1,680円」に改め、同項(16)中「2万3,170円」を「2万3,280円」に改め、同項(17)中「2万70円」を「2万180円」に改め、同項(18)中「2万3,750円」を「2万3,850円」に改め、同項(19)中「2万3,650円」を「2万3,750円」に改め、同項(20)中「2万3,050円」を「2万3,150円」に改め、同表24の項中「2万5,030円」を「2万

5,050円」に改め、同表25の項中「5万円」を「5万900円」に改め、同表26の項中「4万円」を「4万700円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表3の項から26の項までの改正規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に申請書等を受領しているものに係る別表3の項から21の項まで及び24の項から26の項までに規定する手数料については、改正後の同表3の項から21の項まで及び24の項から26の項までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日前に介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の35第1項に規定する介護サービスの提供を開始しようとするときが到来しているものに係る別表22の項に規定する介護サービス情報公表手数料並びに同日前に介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の44に規定するときに到来しているものに係る同項に規定する介護サービス情報公表手数料及び同表23の項に規定する介護サービス情報調査手数料については、改正後の同表22の項及び23の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第27号

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成30年神奈川県条例第46号)の一部を次のように改正する。

第33条第3項中「並びに臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和33年厚生省令第24号)第12条及び別表第1から別表第5まで」を削り、「」の適正な実施に必要なもの」との次に「、同項第1号中「臨床検査技師」とあるのは「臨床検査技師(臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第39号)附則第3条第1項に規定する者を含む。次号及び第3号において同じ。)」とを加え、「施設告示第4号に掲げる」を「衛生検査所及び施設告示第4号に掲げる」に改め、「医学的処置」との次に「、同項第1号中「臨床検査技師」とあるのは「臨床検査技師(臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律附則第3条第1項に規定する者を含む。)」とを加え、「、臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める」とあるのは「衛生検査所における介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成30年神奈川県条例第46号)第33条第3項第1号に掲げる検体検査の業務の適正な実施に必要なもの」

と」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第28号

神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例の一部を改正する条例

神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例(平成21年神奈川県条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「規定する」を「掲げる」に、「(喫煙用に供し得る状態に製造されたものに限る。)」を「(であって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品)」に改める。

第17条中「含む」の次に「。以下この条において同じ」を、「第15条第1項」の次に「(第9条第2項、第12条及び第13条第1項を除き、これらの規定を第22条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

第21条第2項中「第23条」を「第24条」に改める。

第23条を第24条とし、第22条を第23条とし、第21条の次に次の1条を加える。

(特定施設の特例)

第22条 健康増進法(平成14年法律第103号)第25条の4第4号に規定する特定施設(以下「特定施設」という。)にあっては、第8条、第10条及び第12条の規定は、適用しない。

2 特定施設に係る第9条第1項、第11条及び第15条第1項の規定の適用については、第9条第1項中「禁煙の」を「公共的空間(健康増進法第25条の4第6号に掲げる喫煙関連研究場所以及同法第25条の11第1項各号に掲げる場所を除く。)」の全部を喫煙することができない区域とする」と、第11条中「における公共的空間」を「における公共的空間(健康増進法第25条の4第6号に掲げる喫煙関連研究場所以及同法第25条の11第1項各号に掲げる場所を除く。)」と、第15条第1項第1号中「公共的空間」を「公共的空間(健康増進法第25条の4第6号に掲げる喫煙関連研究場所以及同法第25条の11第1項各号に掲げる場所を除く。)」とする。

附 則

この条例は、平成31年7月1日から施行する。

神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第29号

神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を

改正する条例

神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和54年神奈川県条例第35号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第8条」を「～第8条の2」に改める。

第2章中第8条の次に次の1条を加える。

（多頭飼養の届出）

第8条の2 犬又は猫の飼養者は、その飼養し、又は保管する犬（生後91日未満の犬を除く。以下この条において同じ。）及び猫（生後91日未満の猫を除く。以下この条において同じ。）の合計数が一の施設において10以上となつたときは、その日から30日以内に、施設ごとに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- (2) 施設の所在地
- (3) 犬又は猫の数、性別及び避妊又は去勢手術の措置の有無
- (4) 飼養又は保管の方法

2 第1項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る施設における飼養若しくは保管を廃止したとき又は犬及び猫の合計数が10未満となつたときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

4 前3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

- (1) 法第12条第1項第3号に規定する第一種動物取扱業者がその登録に係る法第10条第2項第6号に規定する飼養施設（以下「飼養施設」という。）において犬又は猫を飼養し、又は保管する場合
 - (2) 法第24条の3第1項に規定する第二種動物取扱業者がその届出に係る飼養施設において犬又は猫を飼養し、又は保管する場合
 - (3) 前2号に掲げる場合に準ずる場合として規則で定める場合
- 第15条第2項に次のただし書を加える。

ただし、知事が特に必要と認める場合は、当該講習会を受講することを要しない。

第18条第5項中「前各項」を「第1項から第4項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 知事は、第8条の2第1項から第3項までの規定による届出をしていない者に対し、届出を行うべきことを勧告することができる。

第27条及び第29条中「第18条第5項」を「第18条第6項」に改める。

別表第2中「15,040円」を「15,060円」に、「7,540円」を「7,560円」に、「33,360円」を「33,390円」に、「16,700円」を「16,720円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第15

条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に飼養又は保管する犬及び猫（生後91日未満のものを除く。）の合計数が一の施設において10以上の飼養者（改正後の第8条の2第4項各号に掲げる者を除く。）は、この条例の施行の日から30日以内に改正後の第8条の2第1項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出は、改正後の第8条の2第2項及び第3項並びに第18条第5項の規定の適用については、改正後の第8条の2第1項の規定による届出とみなす。

4 この条例の施行の際現に申請書等を受理しているものに係る手数料については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（事務処理の特例に関する条例の一部改正）

5 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表104の項(17)中「第18条第5項」を「第18条第6項」に改める。

神奈川県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月22日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第30号

神奈川県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

神奈川県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例（平成25年神奈川県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1項第3号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加え、同項第5号中「卒業した後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を、「第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

神奈川県県営上水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月22日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第31号

神奈川県県営上水道条例の一部を改正する条例

神奈川県県営上水道条例（昭和29年神奈川県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第49条の3第3号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大

学の前期課程を含む。)を、「卒業した後」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加える。

第49条の4第2号中「卒業した後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第32号

神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例(昭和39年神奈川県条例第68号)の一部を次のように改正する。

別表第1神奈川県立相原高等学校の項中「相模原市緑区橋本2丁目1番58号」を「相模原市緑区橋本台四丁目2番1号」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

警察組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第33号

警察組織に関する条例の一部を改正する条例

警察組織に関する条例(昭和29年神奈川県条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表神奈川県茅ヶ崎警察署の項位置の欄中「茅ヶ崎市十間坂1丁目3番25号」を「茅ヶ崎市茅ヶ崎3丁目4番16号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において公安委員会規則で定める日から施行する。

神奈川県動物保護センター建設基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第34号

神奈川県動物保護センター建設基金条例を廃止する条例

神奈川県動物保護センター建設基金条例(平成27年神奈川県条例第60号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。